

1. 令和3年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和3年9月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総務部長	古 田 年 久	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	五味川 康 浩	商工観光部長	可 児 俊 行
教育次長	佃 良 之	消 防 長	笹 原 克 仁
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 係	三 島 栄 志
--------	---------	---------------------	---------

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課
主 事

恒 川 祐 輔

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。議員各位には、執務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。なお、本日からの一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、答弁する執行部については、答弁に係のある部長のみの出席としましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には18番 美谷添生議員、1番 本田教治議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保） 日程2、一般質問を行います。質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 森 藤 文 男 議 員

○議長（山川直保） それでは、7番 森藤文男議員の質問を許可します。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。森藤でございます。それでは、一般質問初日ということでもあります。初日の一番最初の質問者ということで、大変緊張しております。コロナ禍ということでありまして、なかなか多くの前でしゃべることや、なかなかマスクを取って人前でしゃべるといことが、余り機会ないので、非常に緊張しておりますが、一生懸命質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、大項目として3点上げております。

1つ目は、高齢者の交通手段にかかる購入費助成について、2つ目が、組織の編成と今後の課題について。この質問に関しては、2点、郡上市の消防団、もう一つが郡上市のスポーツ少年団につ

いてであります。3点目が、小中学校における授業編成の弾力化についてということで質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは最初の、高齢者の交通手段にかかる購入費助成について質問させていただきます。

2019年——令和元年の4月、東京の池袋の事故を発端に、これは皆さんも記憶に新しいかと思えます。こういった高齢者ドライバーによる事故が社会の注目を集めたことで、高齢者が運転を控えたり、免許証を返納するきっかけとなった可能性がございます。75歳未満の方が起こした死亡事故では、前方不注意や安全確認といった要因が多いのに対して、75歳以上では、ハンドルの操作不適や、よくありますが、これブレーキとアクセルの踏み間違い等の操作不能といったことは非常に多いです。また、加齢による身体機能や認知機能、判断の早さの衰えが原因でというふうなことが言われております。

これらの対策としまして、免許の返納を国のほうは推進をしているほか、免許更新時の検査の厳格化、また自動ブレーキのような安全装置を搭載する自動車限定の免許導入等が検討されております。

各自治体では、バスやタクシー等の公共交通機関の運賃割引が受けられる等の施策を設けて、運転に代わる移動手段を提供しております。本市においても、後づけ踏み間違い装置購入設置補助、市内に住む65歳以上の方を対象に5,000円を補助をしておるというふうな状況であります。令和2年度の利用された方は28名というふうなことを伺いました。免許返納数は、これ近年非常に増加をしております。2019年ですが、これは65歳以上で3.1%、75歳以上で6.2%、85歳以上ですともう14.4%でございます。

そこで、郡上市の免許の返納者はどういうふうな状況かといいますと、少し小さくて見にくいんで申し訳ないんですが、これが平成の25年から令和2年までの、これが郡上市の自動車免許の返納数であります。平成25年が41人、26年が28人、30人、39人、88人、109人、174人、143人、この174人に一気にちょっと上がっておりますが、これが令和元年——2019年、これが先ほど冒頭申しましたが、東京池袋の事故がかなりこれは影響しているというふうにして思われます。

こういつて免許を返納される方、また自動車免許のない方が荷物を持つての歩行などが厳しい方の、このハンドル型電動車椅子、これはシニアカーとか電動スクーターというふうなことも言われておりますが、こういった利用は、買い物などの移動手段や近所への外出手段の潜在的な需要は、非常に多いと推測をされます。行きたい場所へ行きたいときにを支援することは、高齢化社会支援の一助となる施策であると思えます。ハンドル型電動車椅子というものがどういうものであるか、これもちょっと小さくて申しわけないんですが、これがハンドル型電動車椅子、よく皆さんもこれ見かけると思いますが、当初近所の方をお願いをして、この電動車椅子を撮らせていただこうと思ったんですが、乗ったままずっと動かないで、私のほうをずっと見てほほえんでみえるので、じゃ

あモデルにということで撮らせていただきました。これがいわゆるシニアカーと呼ばれているもので、こちらに操作パネルというものがございます。操作は非常に簡単であって、ここにキー差し込んで右に回していただくとスイッチがオンになります。あとはこれが前後がありますので、前進にスイッチを合わせていただいて、あとこれ速度ですが、これは2キロ、3キロ、4キロから6キロまでありますが、1キロからついているものもございます。これは、坂道だともう低速の2キロになりますし、後退するときにはこの後ろにレバーを動かして後退すれば、これ後退するときは2キロ以上にはならないように設定がしてあります。これで通常ですと5か6ぐらいでも十分、ゆっくり、6キロといいますと、ちょうど早歩きのような感じであります。こういった操作パネルで非常に活用が利用がしやすいというふうなことであります。

これ価格は20万円から40万円ぐらいであります。およそ35万円前後だと思いますが、これは駆動用のバッテリーは走行状況や充電の頻度にもよりますが、これは3年から5年で交換が必要であります。交換費用は5万円から6万円ぐらいであります。

いろいろお話を聞きますと、非常に今仲間の方とグランドゴルフに行ったりとか、畑に行くのに非常に便利であると、少し重い肥料を持ってということが非常に苦になるので、このハンドル型電動車椅子に積んで移動をされるというふうなことも言われておりました。また近所のお出かけとか、散歩とか外出が非常に楽しい、山への負担が、郡上市の地形でいいですと多少なりとも山道とかございますので、そういったことに関しても負担が軽減できるということでもあります。

以上踏まえまして、この郡上市がこの購入助成についての考え方を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 失礼します。お答えをさせていただきます。

一般にシニアカーと言われるハンドル型電動車椅子は、高齢者向けに製造された一人乗りの電気車両、いわゆるバッテリーカーであります。日本の道路交通法では、車両ではなく歩行者の扱いとなるため、歩道を通行いたします。免許が不要で、自動車の運転がなくても簡単に扱えることから、歩行が困難な方や免許返納後の高齢者の足として注目されております。

今回御提案いただきましたシニアカーの購入助成制度につきまして、県内の市町村における実施状況を調査しましたので御報告いたします。

42市町村のうち、助成金制度を導入している事例は3件、全体の7%ということでもございました。ある自治体を例に挙げますと、助成額は購入費用の2分の1以内とし、20万円を上限としております。ただし公費で助成しますので、市民税や介護保険料の滞納のない方、そういった一定の基準を満たす方が対象となっております。郡上市におきましても、シニアカーを利用している風景をよく

目にするようになりました。運転免許証を返納された高齢者にとっては、買い物や散歩、近所の方との付き合いの行動範囲を広げてくれるシニアカーは、有効な移動手段として、今後も一定程度利用の増加が見込まれると思われれます。

一方で、助成制度を設けている自治体からは、シニアカーの普及によりまして、自動車や歩行者との接触事故、あるいは自損での事故、そういった発生件数が増えているといった不安の声も聞かれました。また、郡上のような道幅が狭く、急傾斜が多い中山間地においては、シニアカーの運転が困難な地域もあると思われれます。さらには、場合によってはシニアカーを使うことによりまして、足腰の筋力低下、そういったことを招くというようなデメリットが生じるということもお聞きします。

こうした問題につきまして、先進自治体の情報ですとか実際に使っておられる方の意見も参考にしまして、よく研究をしていく必要があると思っております。高齢者の外出を促すことは、閉じこもりによる体力低下を防ぐとともに、認知症の予防にもつながります。自立し、尊厳ある生活を送ることは、御自身にとっても、また家族にとっても喜ばしいことですので、郡上市において目指すべき姿であります。その実現に向けまして、今回の御提案も含めて、有効な手段を幅広く検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。他市の例でいきますと上限で20万円というふうなことであります。要綱に関しては、いろいろと検討していただいて、できれば本当に前向きに検討していただきたいと思ひます。

今、田口部長のほうも言われましたけど、これは歩行者であります。これは道路交通法の2条の3項、規1条の5の規定により、これは歩行者というふうなことでみなされておるといふことでありますので、事故等には本当に十分、これは多分恐らく厚生労働省等もガイドラインといふことで、こういった安全に関しては指針とかいふのが、多分恐らく出ていると思ひますので、そこら辺も十分合わせて、またこれは高齢者の方の本当に生きがいづくりや社会参加の促進のための郡上市もこういった事業は行っていただいておりますが、併せてこういったこともぜひ前向きに検討を、課題等ございますがしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、組織の編成と今後の課題についてということですが、2点ございますのでお願ひをいたします。

まず最初に、郡上市の消防団についてであります。少子高齢化に伴い、火災や災害時に地域防災の要となる消防団の定員や待遇の見直しが進んでおります。私、2017年の平成29年3月の定例会に

において、同じような郡上市の消防団の編成についてを質問させていただいております。そのときの答弁によりますと、状況により統廃合も視野に入れた対応を考えているというふうな答弁でございました。それから4年ほどたっておりますが、今本当に喫緊の急務であるというふうな状況であると考えます。これは本当に地域の防災力維持には、本当に消防団というのは欠かせないと思いますが、担い手確保が非常に厳しい状況でありますので、再編が急務というようなことであります。総務省の消防庁は、災害時に出動した際に支払われる報酬の標準額を1日当たり8,000円などとする待遇改善策をまとめ、4月の13日に全国の自治体に、これを通知をしております。通知では、活動に支払われる出動手当を出動報酬として報酬の意味合いを強め、災害時などの標準額を1日当たり8,000円としたほか、1年を通じて支払われる年額報酬の標準額を3万6,500円としております。郡上市の場合は2万円でございます。報酬はまた分団ではなくて団員個人への直接支給を決定する内容も盛り込まれております。郡上市の定数の見直しでございますが、平成24年に定数の見直しをされました。平成24年に2,000人から1,920人に定員を見直されておりますが、本年度のこの令和3年までには見直しはされておられません。団員減少は減少傾向にあり、組織の編成が地域の負担で苦慮されている方面隊もでございます。平成28年の4月1日は、1,875名で、これは平成29年に郡上市の消防団は4月1日、1,919名で、総務大臣感謝状の贈呈というふうなそういった実績もございますが、どんどん今団員が減少しておるといふような状況であります。

そういったことを踏まえて、平成の21年には、支援団員制度も開始をされて定員の確保をされておるといふようなことでやっておられますが、なかなか思うようにいかないというのが現状であるというふうにして思っております。

こういった3月議会の当初予算での質問も私もさせていただいたんですが、アンケート調査等いろいろ団へのヒアリングを行って再編を向けていろいろ検討されるというふうなことでございましたので、そういったことを踏まえて、今の進捗状況や今後、その組織編成の課題——報酬等も少しございますけども——について質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 笹原消防長。

○消防長（笹原克仁） それでは、森藤議員の質問にお答えさせていただきます。

郡上市においても、人口減少の時代が到来しまして、基本団員数はここ10年で約200名減少し、うち40歳以上が約4割を占めております。令和3年4月1日現在の団員数は、基本団員1,700名、災害等支援団員139名の1,839名となっております。今後も人口減少及び消防団員の高齢化が予想され、若年層の流出、団員の非雇用形態も進んでおり、地域によっては組織が成り立たなくなる懸念があります。

消防団の組織再編成につきましては、本年度7月に方面隊長・消防本部合同会議を行い、平成22

年に作成した団組織適正化計画の最終段階となる方面隊方式を廃止して、分団、部の統廃合等の実施を検討していくこととしました。7月から8月にかけては、各地域の団員へのヒアリングを行い、組織再編にかかる課題、地域の実情等を抽出しました。抽出した課題である操法大会等の事業の見直し、団員の勧誘方法、部の編成、運営費については、今後全団員へのアンケートや自治会、自主防災組織への調査等を行い分析していきます。最終的には検討委員会を立ち上げ、団員の定数や方面隊、分団、部等の統廃合、出場区域等について検討を行い、令和3年度中には組織再編計画の素案を作成する予定としております。

消防団員の処遇につきましては、令和3年4月、総務省消防庁より全国的に消防団員数が減少傾向にあり、毎年大きな災害が全国各地で発生している中で、団員一人一人の役割が大きくなっている現状に鑑み、団員の労苦に報いるために、一般団員の年報酬額3万6,500円、特に長時間となる災害の出動手当8,000円を標準とし、個人に報酬として支給するよう要請されています。

当市の団員の処遇につきましては、平成25年12月に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、団員の活動実態に応じて支給するよう求められたことから、平成27年に年報酬を引き上げ、一般団員で2万円、これまで支給していなかった出動手当、1日1,500円を追加していますが、現在は県下の他の市町村と比べ低額となっています。

令和3年4月の総務省消防庁の要請を受け、消防団員の労苦に報い、社会的評価の向上を図ることは、極めて重要なことから、消防団組織再編計画の定員見直しや、今後見直される国の財政支援等を踏まえ、市の財政部局と調整しながら処遇改善を進めていきます。出動報酬は早急に引き上げ、年額報酬についても段階的に引き上げていくこととしています。また、年報酬については、今年度から直接個人に支給できるようしていきます。

消防団の処遇に関する国の財政措置として、地方交付税措置がありますが、人口10万人を想定とした標準団体の団員費用を基礎として、地域ごとに補正が行われ、算定しています。人口等による算定ではなく、団員数の実情を反映した措置にするなど、消防団の財政措置の充実を国に要望しているところです。

以上、説明申し上げましたが、今後の進捗状況については、随時報告をさせていただきます。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 7番 森藤文男君。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。いろいろと配慮をさせていただいておるといふようなことが伺えました。本当に消防団は、仕事しながらということで、いろいろと負担になるところもございまして、こういった状況も鑑みて、さらなる検討をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、組織の編成と今後の課題についてのもう1点でございますが、郡上市のスポーツクラ

ブ、少年団についてであります。これは、本当に少子化の影響で、市内の少年スポーツの維持が非常に困難であったり、選択肢が限定され、希望するスポーツに関われない状況にあるのではないかと思います。

また、これに付随して指導者の不足も懸念をされております。

そこで、市内の少年スポーツの種目別や、この地域、小中学校の人数、指導者数などをいろいろと現状分析をしながら、課題をどのように捉えて、今後の組織の再編を考えるか、事例を挙げて答弁を求めたいと思いますが、また令和2年の3月の18日に設立をされました、郡上市スポーツコミッションの主な事業内容に、(1)として子どもたちのスポーツ活動の推進、この中に3点ございますが、スポーツ少年団活動の推進、2つ目に少年スポーツ団体各協議会の運営、3つ目にスポーツクラブ活動支援事業企画づくりというのがございます。(2)番として、ここに指導者のことですが、スポーツを支える指導者の育成とあって、ここに2点、スポーツアドバイザーの活用事業、2つ目に指導員の資質と能力向上等育成研修会の開催というふうにしてございます。こういった郡上市スポーツコミッションというふうな組織も設立したばかりでございますので、そういった観点からもこの郡上市の少年スポーツについて、いろいろ考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

オリンピック・パラリンピックがちょうど終わりました、非常にこういうのを見て子どもたちが夢のあるこういったスポーツをやってみたいとかというふうなことを思った子どもたちもたくさんいると思います。

そういった中で、今の現状を見ますと、なかなかやりたいスポーツができないというふうな環境にあるのではないかとこのように思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、お答えをさせていただきます。

少年スポーツを取り巻く現状と課題を踏まえた組織再編につきましては、スポーツ人口における重要なテーマの一つであると考えております。現状分析と課題などについて、事例を挙げてということでございましたので、令和2年度の市内の少年スポーツの現状を説明させていただきます。

団体数は115、小学生が60、中学生が55団体でございます。加盟人数が1,764人、小学生884、中学生880というような状況でございます。市内児童、生徒の約59%が、スポーツ団体活動に取り組んでいるという状況でございます。

種目は、野球、サッカー、バレーボール、柔道、剣道、陸上、それからダンス、吹奏楽など、20種目以上にも及んでおります。少子化の話がございましたが、市内の児童、生徒数は現在、小中合わせて3,003人でございます。しかし5年後には約500人、10年後には約1,000人が減少するという

ふうに推測をしております、このことから、練習や試合ができないなどの支障を来し、クラブ自体の存続があやぶまれることも想定をされます。

また、指導者は現在、368人の方に登録をいただいておりますけれども、平均年齢が約43歳と、やや高い状況であることから、今後を見据え、若手指導者の方の発掘と育成も必要であるというふうに考えております。

こうした現状を踏まえまして、クラブ活動の実態をより深く把握するため、先ほどおっしゃいました市のスポーツコミッション事務局、それから、少年スポーツ団体連絡協議会事務局では、本年度に小学校五、六年生とその保護者に対して、スポーツに関する意識調査を行いました。児童への調査から分かった主なことですが、児童の7割がスポーツに取り組んでおり、スポーツをやる理由は、スポーツが好きであること、また兄弟、友達などの影響を受けているというようなことが多いこと。やっていない理由は、苦手や嫌いというより、特に理由がないという答えが約半数を占めておりました。居住地に入りたいクラブがないということでやらないという児童は少なく、入りたいクラブの地域まで行って活動しているという例もございます。

それから、大切なのは、試合で勝つことより、体力や技術の向上、挨拶や礼儀を身につけることが大切だろうというふうに考えている児童が多いということも分かりました。

次に、保護者への調査から分かった主なことですが、子どもがスポーツをやることに、少なからず御負担を感じておられるようではあります、おおむね協力をしていこうと協力的であるということでもあります。送迎、当番、いろんな費用の問題、そういう点について協力をしていこうというのが、御回答が多かったようでございます。ただし、送迎に関しては、やはり負担と感じていただける方もありました。保護者の方も試合に勝つことや技能、記録の向上を願ってみえますけれども、保護者の方もスポーツを通じて心身ともに健康であることや、自分の得意なことを伸ばしたりして自信をつけてほしいというふうに願っておられる方も多かったというような状況でございます。

このように、児童も保護者もスポーツを通じて、成長していくことを大切にしてみえるという傾向にあります。そしてスポーツコミッションでございますが、森藤議員さんからも今、その機能について御紹介ありましたけれども、その中に少年スポーツ部会、それから指導者部会というものを設けております。それらの部会が中心となりまして、今回のスポーツに関する意向調査の結果を分析しまして、今後のスポーツ団体活動や組織再編などについて、主に次のような内容を検討して進めていきたいと思っております。

まず1つ目は、クラブ加入率の向上のために、子どもたちがスポーツに興味を持つように、一流アスリートや郡上市スポーツアドバイザーを活用したスポーツ体験、それからスポーツイベントなどを開催すること、魅力ある運営のために、スポーツコミッションのホームページ等において啓発

や宣伝を行うこと。

それから、指導者研修会の充実による指導技術の一層の向上、そして、今後の少子化によるクラブ活動の維持、存続に向けた検討、ここが大切なのでありますが、これにつきましては、現在115団体のうち46団体が10人以下で活動しているというような状況です。そのうちの7団体は、競技人数を下回って、試合ができないため、既に合同チームで練習や試合をしているところもあります。

それから、八幡や白鳥は、割と比較的種目が充実しておりますが、その他の地域では種目がなかったりして、やりたい種目のある地域まで行って活動しているという児童、生徒も少なくはありません。

こうした実態も踏まえまして、今後クラブ間の統合、例えば市内を南部と北部に分け、それぞれの地域で、種目ごとに合同して、また、場合によっては、市内で一本化して活動するなど、こういう統合を含めた組織の再編につきまして、指導者、教員、保護者等も含めて協議していきたいと考えております。

少年スポーツ活動は、さきに述べましたように、児童、生徒の心身の健康や保護者からも教育上必要であると考えられていることから、今後も活動が適切に実施していくことができるための環境づくりを進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。いろんな本当に現状をしっかりと分析をされて、それを課題をそこから捉えて、そして対策を、そして計画をして、またそれを実施するというふうな、本当によく言われる管理のサイクル、PDCAをしっかりと回していただきたいというそう思います。

非常に少子化ということで、なかなか維持ができないというのは、いろいろとこういった雑誌の中でもいろいろと、これはソフトボールですが、これは地域でできないので郡上市全域で小学校とか中学校募集しておりますし、いろんなことで募集をかけられております。ぜひとも市内の全ての子どもたちが、自分のやりたいスポーツができるような環境づくりに、また引き続き御尽力いただきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問になりますが、小中学校における授業編成の弾力化についてということでもあります。

文部科学省は、小中学校の各教科の授業時間数を学校の裁量で変更できる新制度を、これ来年度から導入することを決めました。学習指導要領が定める教科ごとの標準授業時間数を最大1割減らし、別の教科に上乘せできるようにする、カリキュラムを弾力化することで、教科の枠を超えた、探求学習を推進したいというふうな考えでございます。これを8月から希望する小中学校の申請を

受け、授業時数特例校に認定するということであります。ポイントは4つ、任意の教科の標準授業時間数を最大1割減らして、別の教科に上乘せが可能です。小学校6年生の場合ですと、国語、算数が現在175こま、社会、理科が105こまということでもあります。

2つ目に、各学年の年間の総授業時間数は確保する。小学校6年生においては千飛んで15こまであります。

3つ目、授業時間数を減らす教科で、学習指導要領が定める学習内容は削除、削減しない。

4つ目に、総合学習や道徳、年35こま以下の教科は、時間数削減にこれは対象外ということでもあります。授業時間の特例校では、言語能力や問題解決能力の育成を重視したり、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考えみずから判断し、行動していくということを育成していくことや、教育環境を充実させたりすることが想定されております。例えば、言語能力の育成では、算数を削減して、国語や社会を増やすということが考えられます。現状は、教科書に沿った授業時間の配分が基本であります。上乘せ分では重点を置きたいテーマに沿って教科横断的な視点で探求的な授業が求められるといったことでもあります。これ、8月から希望する小中学校の申請を受けつけるというふうなことでありますが、この授業時数特例校について、本市はどのように捉え考えているのか伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

授業時数特例校に対する本市の対応でございますが、結論から先に申し上げますと、各小中学校へは、安易に授業時数特例校には手は挙げないように指示を出させていただきました。その理由については、次のとおりでございます。

授業時数特例校制度というのは、個別最適な学びや共同的な学びを目指して、学校裁量の幅を拡大させ、教科等横断的、探求的な学習が充実するよう、各教科等の授業時間数を変更した、特別の教育課程を編成できるという制度でございます。

例えば、議員が例を挙げられた、小学校6年生で考えてみますと、ある学校では算数の力をつけたいので年間105時間ある社会科を95時間に減らして、175時間ある算数を185時間行うというようなことございまして、そうすると時々1日に2時間算数がある日があるというような具合でもございます。その際に、学習指導要領にある内容は減らさないということでございますので、上手に、例えば社会科の単元や授業を押し込まないと、社会科の狙いが達成できないという恐れもあります。

学習指導要領は、文科省の教科調査官をはじめ、大学教授や現場の先生の代表など、その教科の専門家によって、よく考えて編成されており、学校がそのときのスタッフの関心や興味で、安易に授業時間を変えることは気をつけないとけないと考えております。

郡上市は、2学期制を導入しておりまして、夏休みも短く、他地域と比較して年間授業日数が多いという特徴があります。文部科学省が示す標準授業時間数よりもゆとりがあるのが現状でございます。ですから、どの教科も、標準授業時間数を確保した上で、教科等横断的、探求的な学習などの授業を仕組むことがやりやすいということでございます。

また、文科省が目指している教科等横断的な授業の例を挙げますと、例えば総合的な学習で郡上市の魅力を発見、発信しようという単元を仕組んだとします。その際に、調査をする場合は非常に社会的な要素が強いですし、例えば郡上のよさをポスターで表現しようというふうにすれば、図工とか美術の要素が強くなります。

また、外国人の観光客に英語で説明しようということになりますと、これ英語の授業というふうな捉えにもなります。これは、各教科の応用とか発展の授業というふうにも考えられるわけです。つまり、どの教科でカウントするかは、特例校にならなくても各校のカリキュラムマネジメントで可能になるということでございます。

このように、この制度に絶対取り組まない、やらないというわけではありませんが、この制度を取り入れる場合には、各学校が自校の実態を正確に把握し、授業時間を減らしてもその教科の狙いが確実に達成でき、増やした教科にはこのような力がつくという明確な根拠が示されなければならないと考えます。安易に飛びつかないように指示をしましたのは、このような理由からでございます。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) いろいろとお聞かせいただいたのでよく分かります。ただ国がいろいろとこうやって柔軟な対応をとということで、いろいろと緩和ということではないんですが、こういったことで示されておりますので、郡上市は郡上市で、独自で学習指導要領が根本にございますが、そういった守りつつまた進めていただきたいというふうに思います。

前回でしたか、11番、田中やすひさ議員のほうでSTEAM教育について質問されました。学習指導要領が根本にはあるんですが、今日、いろんな教科横断型、このSTEAM教育とか、あと学習指導要領の中には、主体的で探求的な深い学び、アクティブラーニングとかいろんなことが要素が絡まっているというふうなことでありますので、いろいろと柔軟に対応していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わりますが、まだまだコロナ禍ということでもあります。郡上市広報というのは、いつも楽しみに読んでおりますが、郡上市の広報の7月号のここに、「コロナZERO運動推進中」というふうなことで掲載されております。ここには、あらゆる努力で新型コロナゼロを目指そうということで狙いが5つほど書いてございます。こういったことで、本当に郡上市も今少しはち

よっと落ち着いているような気はいたしますが、今日現在で115名の方がというふうなことでございますので、こういったこと本当に、オール郡上、全市民の方が守っていただきながら、何とか収束に向かうように努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。丁寧な御答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

○議長（山川直保） 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

それではここで、暫時休憩をいたします。再開は10時15分を予定いたします。

（午前10時11分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時15分）

◇ 長岡文男議員

○議長（山川直保） 2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

今回、透析患者の支援についてということで御質問をさせていただきますが、まず、コロナ禍におきます人工透析をされている方々の心配な状況について、少し触れさせていただきたいと思えます。

人工透析、一般的に患者が透析施設に週3回、1回の時間が約4時間から6時間程度透析を受けることとなります。どこの病院でもそうありますが、透析はワンフロア、すごい広い大部屋みたいなところで行うわけなんですけれども、たくさんのベッドがそのワンフロアに並んでおります。多いところでは、50とか100とかがワンフロアにあるわけなんですけれども、そういった集団で行うことが一般的なことで、皆さん同時に行うわけなんです。どうしてかといいますと、透析の患者の方は、透析中に症状が悪くなることもありまして、個室にいたしますと、そのそれぞれの変化が見えないというようなことで、そうした大部屋でやることが多いわけなんですけれども、透析の途中にでも食事をする方もおみえですし、そういった状況ですから、現在の新型コロナウイルスの感染のリスクが非常に高いわけですし、感染者が出るとクラスターになる可能性も非常に高いわけなんです。

また、厚生労働省の指針で、免疫力が弱い透析の患者の方は、無症状や軽症でも原則今入院なんです。即入院という形でございます。陽性になった場合は、そうしたときの対応は、一般の方以上に非常に大変です。この春の札幌市の例でありますけれども、札幌市保健所の今年の4月から7月の3か月間に新型コロナウイルス感染を確認された人工透析者の患者の方について調査がなされてお

ります。入院や通院をしていた人工透析患者のうち、札幌市内の18の医療機関で計118人の方が感染をいたしました。この118人の感染者のうち、何と63名が死亡をされております。率にして53%以上なんです。保健所によりますと、その当時は春先ですけども、ワクチンの接種が進んでおりません。そういったところもありましたし、高齢者の患者が多く入院されておまして、病院でクラスタの発生が相次いだことが、その背景にあったという報告がございます。

また、日本透析医学会、日本腎臓学会の調査等によりますと、人工透析者、7月末までに新型コロナウイルス感染者は日本国内で2,156名、そのうち361名が死亡をされておるといことでございます。これも非常に高い死亡率なんです。16.7%、全国的にもそういった死亡率になっております。

透析の患者の方は、年齢層が高い、その上に糖尿病であるとか高血圧症、そういった症状の方が多いため、非常に高い死亡率になっているわけでありまして。

こうした状況を踏まえながら、透析患者のこの郡上市におきますところの通院の支援についてでありますけれども、先ほども申し上げましたように、透析の患者の方は週に3回通院をして、1回4時間から6時間の透析を受ける。また、ほかの疾病でも定期的な通院が必要な方も多くて、その通院自体が患者の皆さんには非常に負担になっているといことでございます。

私ごとで非常に恐縮ではございますけれども、以前私の母親も透析で約5年間、関市の病院に通院しておりました。火、木、土の週3回、年間150回の通院が必要になります。行きは長良川鉄道、そして関駅でタクシー、そうしたふうに私の母親の場合は、透析を行った直後が一番非常に辛い時間というか疲れるようございまして、その当時私は八幡町に勤務をしておりましたけれども、仕事が終わる次第、迎えに行くといったそういったことを繰り返しておりましたが、また残業とかいんなら会議があればまた戻ってきてというようなことを繰り返しておりましたが、そうしたことで、本当に自分自身でも送迎というか、そういった通院には非常に苦勞をしておりました。

公共交通機関が充実している地域であるとか自家用車を御自分で運転できて通院できる方はまだしも、通院のそうでない方は通院の負担が非常に大きいんです。これは精神的にも経済的にもそう思います。

この市には、在宅障がい者交通費助成制度がございます。自家用車のガソリン代の助成が大半であるような気がいたしますけれども、介護タクシーやタクシーの利用もできるんではありますけれども、その利用度は非常にわずかだと思っております。これは、利用されにくい面が多々あるんじゃないかと、自力で通院できない方の通院の足、その足の確保は私は行政がしっかりと支援していくべきことじゃないかと思っております。

そこで特に透析患者の通院についての市内の支援サービスの現状、そして、今後の市の対応について、どのように考えてお見えか伺いをしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきたいと思います。

8月末の更生医療受給者証の所持者数から算出しました透析による通院及び入院をされてみえる方は94名あります。市では、透析患者の通院にかかる費用負担を減らすため、自家用車で通院する場合は居住地から通院先までの距離数1キロメートル当たり6円を乗じた額を、福祉有償運送やタクシーを利用される場合は、料金の2分の1を助成する在宅障がい者交通費助成事業を実施しております。

先ほどの94名のうち、令和3年8月末現在で交通費助成の自家用車で助成を受けている方は40名、福祉有償運送を利用している方が8名、タクシー利用をされている方が4名ございます。

この事業の利用促進を図るため、昨年10月に郡上市の腎臓病患者で組織される郡上市腎臓病患者連絡協議会、腎友会というのを役員会に社会福祉課の障がい福祉係が出向きまして、意見交換を行いました。意見交換におきましては、介護タクシーやタクシーへの交通費助成があるということを知らなかった方もおみえになったり、あるいは自家用車とタクシーとの重複登録ができることを知らない方もおみえになりました。ですので、役員さんを通じまして、制度の周知を図ることをお願いするとともに、郡上市民病院、国保白鳥病院の透析室に交通費助成制度のチラシを配布しまして、制度周知を行っておるところでございます。今後は自分で運転できない透析患者さんなどに対しまして、在宅障がい者交通費助成事業の周知、啓発をさらに進めるとともに、タクシーや介護タクシー、あるいは福祉有償運送、そういったことについての情報提供を行うなど、利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

○議長（山川直保） 2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 現在ある制度を皆さんに周知してやっていくということで、今までどおりということですね。

今、郡上腎友会に行ってお話をされたと言われましたけれども、郡上腎友会は、言われたとおり、郡上市民と白鳥病院の通院の患者さんで組織されておる会ですね。関市とかへ行っている方もたくさんみえるわけでなんです。そうした方は、そういう会からも漏れているわけでして、そういった方には全く情報がいかないんです。

まして今言われたとおりに、郡上の腎友会の中にもそういった制度すら知らない方もおみえということですので、その点は一層、もう少し広く周知できるようにお願いしたいと思いますし、また今、福祉有償であるとかタクシーの利用の方、非常に少ないですけども、少ないはずですがこれは。タクシーを1回使ったら幾らかかるとお思いますか。例えばこの美並から関まで通っても、昼間でも6,000円とか7,000円かかるんです、これが往復であれば、その倍ですよ。これ1年、例えば私の

場合ですと150回仮にやったら幾らなんでしょう。これを多少補助していただいても、何ともなりません、これは。使えないんです、はっきり言って。駅からのちょい乗りとかそういった形ですか、多分できないと思いますけども、その全部をというようなことは申しませんが、もう少し充実をしたことを考えてあげていただきたいなと思います。

市内にも一般的なコミュニティーバス、これありますけれども、通院とか患者に着目した通院のための足というのはないんです。足の確保は地域にとって必要なものであり、行政にしっかりと確保をしていただきたいと思います。

ほかの市では、病院が運行する無料送迎バスというのもあるところもあります。またタクシーの助成についても、50%以上のところもございます。そうしたことも今後検討をしていただきたいと思っています。

それと、最近では、気候変動により、非常に大雨の降る機会が多いんです。たびたび国道や県道、高速、ストップしてしまいます。ストップすれば病院に行けないんです。病院に行けないということは、その方の生命の危機に直結するんです、これは。

私は、以前の一般質問でお願いしておりますけども、そういった道路整備——交通止めにならないような道路整備、そうしたことも含めて、さらに努力していただきまして、人に寄り添った施策の展開、そうした御支援をどうかお願いをしたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

さて次に、透析患者の方の入所施設等についてであります。過日市内の透析患者の方が、市外の高齢者施設に入所されました。今まで家族の送迎により通院されていたそうですが、家族での送迎が困難になり、やむを得ず病院への送迎のある施設に入所をされました。何とか自宅からの通院の方法はないか、送迎のお願いのできる場所はないか、市内の関係機関に相談をされたそうですが、市内ではなかなかそうした対応は無理であったようであります。

施設入所費用は、施設の種類にも異なりますが、県内ではグループホームであれば月額10万円前後、介護つき有料老人ホームともなれば、月額15万円前後、また入居時の一時金が数万円のところから数百万円必要な施設もございます。入所のその負担は非常に大きいわけです。市外の施設に余儀なく入所された、その関係の方からは「郡上市は市の基本理念、ずっと郡上、もっと郡上、市民がいつまでも安心して住み続けられるまちを目指しているのではないですか」と言われました。郡上市第2次総合計画の基本計画目標、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり、そのことを言われたのではないのでしょうか。

全国腎臓病協議会、全腎協によりますと、2019年末の透析患者数は全国で34万4,640人、平均年齢は69.09歳、最も割合が高い層が男女とも70歳から74歳だそうであります。これも毎年増加傾向であるそうです。

今後、介護が必要な方が透析治療を受ける場合も増えてくると思われます。そうした場合、どのようなサービスの提供が受けられるのか、また現在入所できるような施設が市内には見当たらないわけですが、そういった点についてもどのようにお考えなのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

施設の現状についてお答えをさせていただきます。郡上市の施設の多くは、透析患者の入所申し込みがあった時点で、対象者の状況を把握しまして、家族や関係機関と調整しながら、透析のための通院と入所生活との両立が可能かどうか検討を行うこととしております。

これまでも、透析患者の入所を受け入れた事例は幾つかございます。しかしながら、入所に当たって大きな課題が2点ございます。1点目は通院のための送迎に関する課題です。透析患者は週に3回程度通院する必要があり、その送迎を担うドライバーと院内の介助者を確保することが必要となります。

2点目としまして、入所中の医療的な対応にかかる課題でございます。透析患者が施設入所中に具合が悪くなった場合の対応として、夜間に看護師の配置がない施設などが対応に不安を抱える状況となります。入所を実現していくためには、こうした課題を解決していく必要がございますが、現実としましては、介護施設、医療機関ともに深刻な人材不足といった状況がありまして、また福祉有償運送など外部送迎サービスの利用、家族送迎の協力がないと受入れについてつながりにくい状況となっております。

一方で、市外施設の状況を調べました。透析患者の受入れを標榜している施設もございます。そうした施設は、都市部に多く見られますが、病院が透析の通院のためにバスによる送迎を行っているところもありますし、透析を行っている病院に施設が併設しているなど、条件が整っている場合が見受けられます。また、重篤な方は入所でなく、医療機関への入院で対応していただくこととなります。その場合におきましても、通院と同様に入院の医療費につきましても、更生医療や福祉医療、そういったものを御利用いただきながら、安心して治療を受けていただくことができます。今後の見通しとしまして、先ほど申し上げました通院による透析治療を受けておられる方が、これから高齢となり自宅での生活が困難となることを見込まれますので、こういった形で対応していくかを、入所施設や医療機関と協議しながら、安心して住み続けられるまち、そういったものの実現をどうしていくか検討していく必要があると考えております。

（2番議員挙手）

○議長（山川直保） 2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 長期間、透析を行っている方の手首を御覧になったことがありますか。多くの

方は、もうシャントといって、血管のところにこぶができています。局所的に血管が拡張して、こぶのような状態になっておるわけなんです。透析の患者さんはシャントといって、静脈と動脈をつないで、この血流量を増やして、そして腎臓の代わりとなる機械——アナライザーという機械があるんですが、そこへ血液を流す回路をつくるわけです。それで腎臓の代わりの役割をしておるわけなんです、その血液の出入口をこの手首の付近に作るわけです。造設をするわけなんです。このトラブルが、そこの造設のところのトラブルが起こりますと、そういったシャントの手術を、これは何回もその方によって違いますけど、何回もしなければいけないんです。これも大変な苦痛なんです。このシャントつくること自体が。

そういったふうに、どんな病気でもそうなんです、その本人とか家族しか分からないいろんな苦しみがあるかと思えます。ただ人工透析っていうのは、一種の延命治療ではあるので、一旦始めたらもうやめることはできないわけですし、止めれば患者さんは確実に亡くなるわけなんです。

今、いろんな課題があるということで、特に通院の課題、入所施設における通院の課題、あるいは入所中の医療の介護の問題とか看護の問題、そういった課題があるというふうに、今言われたので、課題を把握されているということです、そうした課題が分かっているのであれば、何とか一つずつ、少しずつ解決するとか、郡上でできなければほかの地域と何か連携して、そういう情報がさっと伝わるとか、そういったことを願っておるわけで、もう最初から全て郡上で完結するようなことを言っておるわけではないので、そういったところ、もう少し、何か政策自体は郡上の中でいっぱいやられるんですが、それが外に広がらない、使いにくいということは非常にあります。そういったことをぜひ、少しずつでもその課題解決に向けて、御検討願えればありがたいなというふうに思っておりますけども、そうした全般的な透析患者さんの支援について、市長のほうはどのようにお考えであるか、考えをお聞きしたいと思います、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思えます。

長岡議員には、御自身の体験も含めて、いろいろと現在の人工透析を受けておられる方々が経済的、精神的、肉体的な大変な困難を抱えておられるということについての御説明を踏まえての御質問いただきました。私も今お聞きをいたしておりまして、大変な困難を抱えておられるんだということを、前々からももちろんそのことについては、一定の認識はしておるつもりではありますが、改めて、大変だなということを感じました。

そして、先ほど来、健康福祉部長が答弁をいたしましたように、いろいろ現状を改善するためには、それぞれ例えば入所施設あるいは病院あるいは福祉運送、輸送をやっておられる方々等々、いろんな関係者の一致した努力が必要だろうというふうに痛感をいたしております。いろいろ御指摘をいただきましたが、郡上でなかなかできないことは、様々な施設、入所施設が抱えている課題

や病院が抱えている課題等々があって、例えば市外ではこういうことができていて郡上ではできないというような現実があるということではありますが、御指摘にもありましたように、私たちはできるだけ住みなれた郡上で、御希望される限り安心して住んでいただけるという地域づくりを目指しておりますので、これが単に理念だけに終わってはいけないというふうに思っております。

様々な御指摘をいただきましたので、現状以上にこうした人工透析を受けておられる方々の環境といたしますか、処遇、支援が改善をするように、しっかり検討をして、一步でも二歩でも前進をさせるように努めてまいりたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保) 2番 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。私は今日、一般質問をいたしましたけれども、まずはこういった現状を皆さんに知っていただきたいと思うのが一つございました。こういった現状を踏まえて、そうした患者の皆さんが少しでも幸せにというか、少しでも楽に暮らせるようなことを目指していけたらいいのかなというふうに思っております。

透析の患者の皆さんが通院の足に困らないような、まず施策を、透析治療を考慮したそういったサービスをぜひともお願いしたいし、この入所施設のサービスも、今度県下では数少ない市直営の老人ホームを、特養ですけど、特養老人ホームを移転の計画もあるわけですので、そうした機会にでもそういったことも、いろいろ御検討を願えるかというふうに思っておりますし、どうか人の痛みの分かる、そういった施策に、このことだけではないんですけども、そうした人の痛みの分かる施策に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

安心して住める郡上市を実現するために、一層の御努力をお願いしたいと思っておりますし、私たちもいろんなお手伝いができる限りやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今日は、非常に御丁寧な御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。ちょっと時間を余しておりますけれども、これで私の一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それではここで、暫時休憩をいたします。再開は、11時15分を予定いたします。

(午前10時49分)

○議長(山川直保) 休憩前引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 美谷添 生 議員

○議長（山川直保） 18番 美谷添生議員の質問を許可いたします。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） おはようございます。それでは、議長より発言を許可頂きましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回は、教育と産業振興という2点について質問をいたします。

まず、教育ですが、教育は、地域や国家の将来のためには大変重要なことであります。我が国では明治以来、国家の繁栄と国力の向上等を目指して全国に学校を設置し、教育を推進していただきました。現在は小学校、中学校の9年間が義務教育とされて良好な人間形成、学力向上等、その成果が見られ、関係の皆様方の努力に敬意を表するところであります。

そして、学校は、夢と希望ある子どもたちが楽しく喜んで共同生活をしながら、人格を育むところでもあります。しかしながら、全国では様々な事情で学校に行けない、いわゆる不登校の子どもがいると報道されております。

そこでお伺いをします。郡上では不登校の児童生徒はどのくらいあるのか、何人くらいいるのか、また、不登校の児童生徒への対応はどのようにされているのか、お伺いをいたします。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（山川直保） 美谷添生議員の質問に答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

まず、郡上市の不登校の現状についてでございますが、文科省は、「不登校を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由などによるものを除いたもの」と定義しております。年単位の欠席数で示しております。国の指標ではございませんが、月ごとの不登校の目安として、7日以上欠席を不登校として、指導に役立てています。

今年、令和3年7月の郡上市の不登校の状況は、小学校8人、中学校19人、全体で27人、7月は授業日数が少ないことから、6月も見えますと、小学校10人、中学校23人、全体で33人という現状でございます。これ、全国と比べて見ますと、郡上市の不登校の現状が全国に見てどうかということについては、年単位の比較になります。全国のまとめが出たときしか比べられません。現在出ている全国の不登校出現率は、令和元年度のデータでありまして、令和2年度の全国のデータは、10月か11月に出る予定でございます。

文科省は、市町村別の不登校の出現率を公表しないという方針でありますので、全国との比較については、市独自の調査結果と全国を比べて多い、同じ、少ない程度でちょっと述べさせていただきます。

きますが、平成30年度郡上市は、小学校は全国に比べて多かったです。中学校は少なかったです。全体的には同じ程度でした。令和元年度は、郡上市は、小学校は全国に比べてやや少なかったです。中学校は少なかったです。全体的に少なかったです。令和2年度、まだ出ておりませんが、全国と比べられませんが、郡上市の令和2年度は令和元年度とほぼ同じ程度でございます。

不登校児童生徒への対応についてでございますが、不登校の児童生徒は一人一人実態も家庭環境も違うように同じではありません。各学校では、個々の児童生徒の性格や現時点での本人の精神的・身体的な状況等に応じて、先生たちが、この子にとって今、どんな働きかけがよいのかということについて、保護者と相談しながら対応をしています。郡上市では、不登校対応の権威であり、以前は「登校拒否」と呼んでいたものを「不登校」という用語で表し、文科省の不登校対応の委員や、中央研修の講師も務めてみえる花輪敏男先生を講師に迎え、不登校チャートの考え方を基に不登校対応に当たっています。つまり、不登校によく効くマニュアルという特効薬はないわけでもございまして、一人一人の様相に応じて対応していく、いわゆるチャート、これは海図とか案内図という意味でございますが、そういう考え方で指導に当たっています。花輪先生には、最近は年2回郡上市に来てもらい、市内の教職員に基礎講座と応用講座に分けて研修を行っています。マニュアルを覚えるわけではありませので、教師一人一人の資質や経験によって、教職員の指導の差——指導力に差が出ているということは現実でございます。

この考え方では、不登校の子どもたちをガソリンの少ない車に例えています。ガソリンが空の車を無理やり動かそうとしても無理でございますので、まずガソリンをためる支援を考えます。不登校の子どもたちは、ガソリンがたまりにくい子と考えておりますので、満タンになるのを待っているのは到底無理でございます。ある程度たまったときに、少し押してやる、このタイミングが難しいということでございまして、保護者への支援も多様になってきます。不登校対応に近道はないと考えています。教職員が保護者の信頼を得て、そして、そうすると保護者も協力的になってきますので、よい方向に進むことが多いです。

実際、平成30年度は先ほど言いましたように郡上市では、小学校では全国平均以上に不登校が増えましたが、不登校チャートを意識していただき、積極的に研修にも参加をお願いして、令和元年度は好転し、令和2年度はほぼ同じということで、悪化はしてはいないとは考えています。ただし、もちろん全国よりも少し少ないことで満足はしていません。今、学校へは行かなくてもよいという風潮もあります。本来、学校は自分自身が成長する楽しいところだと思えるようにしたい。今は、子どものうつ病なども増えており、医療との連携、専門機関との協力も大切になってきます。

また、中学卒業後、通信制などの高校も増えてきて、進路も次第に広がってまいりました。小中学校だけの不登校数に一喜一憂するのではなく、子どもたち一人一人の人生が明るいものとなるような教育を目指していきたいと考えています。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。大変努力をいただいております、御苦労さんでございます。

そこで、義務教育ということでございますので、不登校ということになろうかと思えますけれど、「義務教育は、全ての国民が法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」というふうに書いてございましたが、これは、子どもがそれを義務あるわけでなしに、子どもに受けさせる義務を保護者が持つとということでもありますので、これは、保護者に対する対応も大変重要であります。そんなことを思いますが、保護者の責務に対して、また、保護者に対する対応については、どのようにされておるか、お伺いをいたします。

○議長（山川直保） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

実は、先ほど申し上げましたように、保護者が学校と協力して、同じ歩調でいくと好転すると、これは実際にたくさん例がございます。

一方で、今議員が申されたように、例えば、保護者が学校へ行かなくてもよいと、あるいは先生と会わなくてもいいというような対応をされたときに、非常に進展しにくいとか、取りつく島がなかなかないというのが現状でございます。そういうとき、やっぱり学校だけでなく、健康福祉部であったり、いろんなところから、もちろん民生委員の方もそうですけども、いろんな方の協力も得まして、保護者とのコンタクト、保護者との理解、保護者のそういう支援ですね、保護者も大変困ってみえるということもありますので、そういうことをやっていく必要があると考えて、今、保護者対応については、学校の先生だけでなく、ほかの機関との協力も進めているところであります。

いずれにしても、先ほど申しましたように、学校に向けて、保護者も子どもたちも行きたいんだけど行けない、それについて、どういう支援をしていこうかというほうが効果的でございます。これは、全く行かなくてよいとか、もう先生来なくてよいということになると、そこでなかなか進展しないということでもありますので、保護者への支援については、これからも本当に根気よくというんですかね、いろんな機関と協力しながら続けていきたいと考えております。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） 先ほど、人数も報告がありましたけども、このぐら이다よと思えばそうだし、こんにおるんかよと思えばそうだというふうに思いますが、いずれにいたしましても、子どもが楽しく学校へ来れるというようなことに、御尽力を賜りたいと思います。

次に、本年度、本格的に導入されましたタブレット端末の使用と、それから、リモート授業等についてをお伺いをいたします。

まず、タブレットの整備状況と利用状況はどうなっているか、順に質問いたしますのでよろしくお願いたします。

県内の自治体の中には、密を避けるため、クラスの半分は自宅でタブレットによるリモート授業を受けるといったやり方をしておるところもあるやに報道はされております。郡上市においては、どういう取組をされているのか、また、不登校の児童生徒も家庭においてタブレットによるリモート授業を受けることはできるのかということ。

それから、郡上市は、今後どのような方針で対応をしていられるかと。この通告をいたしましたときと今と、かなり事情が違っておるようでありますので、それらも踏まえながら御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（山川直保） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） まず、現在のコロナに対する対応について、ほかの市町村も含めてということでございますが、御存じのように、分散登校と申して、何日に1回ずつ学校に来るようにして、子どもの数を減らすというようなことをやっている自治体、それから、午前中だけ来て、給食食べずに帰って、午後は来ないようにするという自治体、それからリモートで、学校へ全く来ないようにしてリモートの授業をしている自治体、中には、リモートはちょっと無理ということで、プリントを配ったりして子どもたちに指示をしてやっている自治体もいろいろございます。

郡上市は、御存じのようにお盆過ぎでしたかね、子どもたちに数人感染者が出ました。そのときに、市の教育委員会としましては、全てが感染経路は分かっており、そして、いわゆる家庭内感染でございましたので、これについては、郡上市においてはすぐ全部リモート、学校を来ないようにしてリモートにするとか、それから全ての学校で分散登校をするとか、全ての学校で半日授業にするということはありませんでした。学校にしなくていいよというふうに指示を出しました。そして、そのときに、もしその中で夏休み明け授業をしたときに子どもから感染した場合は、もう速やかに学級閉鎖、あるいは学年閉鎖、学校閉鎖というふうにして措置を取りますよと。それから、郡上市の特徴である非常に児童数が少ない、生徒数が少ないということで、前もちょっと言いましたけども、空いている間隔があるということで、そういうことでしっかり感染防止を取っていきましょうということを取りました。そんな中で、非常にちょっと感染の生徒が出まして、そして、非常に離すことがちょっと無理というような学校については、夏休み後に、いわゆる2週間分散登校を取り、家庭にいる生徒については、学校と家庭の両方で、ハイブリッド式といいますか、学校にも子どもがおりますし、家にも、3分の1学校におって、3分の2が家におるといった状態で、ハイブリッド式でリモート授業を行いました。そのときには、モバイルルーターもWi-Fi環境ない家庭には、

郡上市購入してありますので、貸し出しまして授業をやったというのが現状でございます。

ただし、その折に郡上市の教育委員会では、その学校に毎日指導主事を派遣しまして、リモート授業の様子を調査させました。つながり具合はどうか、授業の内容は理解できているかどうかなど、結果としては、おおむね中学生、容易に理解できるという報告を受けております。先生方、非常に工夫されていますし、生徒もよく頑張っていたと考えています。

続いて、議員の不登校の子にタブレットを使った授業はどうであるか、可能であるかということについてのお答えでございますが、不登校の子がタブレットを使って、自宅で学習をするということは可能でございます。実際に、市内の学校において、不登校傾向の児童の家庭と教室をオンラインでつないで、児童に学びの支援を行っているケースもございます。この学校については、教室での授業の様子をオンラインでつなぎまして、それを見ながら自宅で、自分で勉強をしたという例。たまたま、この例についてはよい方向に進みまして、夏休み明けからこのお子さんについては、学校に登校できるようになっております。

ただ一方で、不登校児童生徒の中には、インターネットなどに楽しみを覚えて、夜は学校に行かなくてよいので、非常に安心してネットゲームを楽しんでいるお子さんもみえます。昼夜逆転ということになりまして心配な現象ではありますが、インターネットに興味を持っているという点をプラスに考えると、タブレットを使って学校とつなぐことも期待できると考えていて、今後の教育実践は、そういうことも増えてくると考えていますし、郡上市も取り組んでいきたいと考えています。

あと、議員が言われた郡上市におけるタブレットの整備状況についてでございますが、これについては、議会でも御理解をいただいて、iPadですね、これはもう日常的に授業に利用しています。郡上市の先生方、非常に努力されておまして、どの学校でも授業で使えるようになっていきます。県教委の指導主事に聞いたところでありますが、他市では一部の先進校は大変すごいけれども、全ての学校で平均的に活用できるという点で見ると、郡上市は非常に優れているというお答えを頂いています。現在でも、子どもたちがタブレットを家へ持ち帰り、リモート授業を行える環境にはそろっているわけでございますが、小学校3年生以上の児童生徒については、1人1台のタブレットを家に持ち帰ることは現在もできます。一、二年については、以前から学校にあるパソコンを使うということにしてありまして、今後、それを持ち帰れるような設定とか、そのような順次しているところであります。低学年の扱いについては、ちょっと後から述べたいと思います。

それから、家庭と学校をつないでオンラインで授業を行うためには、家にWi-Fi環境、これは無線でインターネットにつながる環境が整っている必要がございます。昨年、これについては調査をして議会でも答えたと思いますが、このとき、昨年は100件程度Wi-Fi環境はないということでございました。最近というか、この8月に再度、喫緊の調査をいたしましたが、市内で85件の家庭にWi-Fi環境がないというふうに把握をしております。昨年より少しずつWi-Fi環

境が増えていることはありがたい方向であると考えています。Wi-Fi環境がない家庭では、リモート授業に参加する場合には、市からモバイルルーターをとという機器を貸与して、対応することになっています。このモバイルルーター、市では現在30基用意をしております。

先ほどの中学校の実践、指導主事も派遣しまして、その実践から考えるに、こういうコロナ禍なんかで学級閉鎖をした場合に、リモート授業にした場合に、小学校高学年から中学生なら十分効果があると考えています。学校でリモート操作に慣れていくっていうことが必要であります、小学校低学年というのは、もともと教育学的には、具体と抽象が分かれていない未分化の状況にあると言われています。ですから、タブレットの画面だけで理解して授業をしていくっていうことに困難差があることも事実であります。そういう場合には、プリントを配って活用したり、タブレットで教師と連絡を取り合ったりして、低学年に応じた活用の仕方っていうのを研究していく必要があると思います。

郡上市の先生方のリモートへの意欲は非常に高く、平均的に使えるっていうことは、先ほど申しましたように高い評価を得ているわけですが、この原因につきましては、郡上市がこの4月から他市に先駆けて、ICT担当指導主事やICTの技術担当のICT支援員を配置したことが大きいと考えています。各学校の先生方のトラブルをすぐに解決に行ったり、あるいはウェブで常時研修を開いたりしております。そのことで、市内の先生方が大変安心して、市がここまで支援をしてくれているので、自分たちも頑張らなければいけないという感想をいただいています。

国のほうは、4校に1人、ICT支援員の配置を目指しているわけですが、実際は、市町村においては財政面であったり、あるいは、そんなに人材自体がないという観点から、すぐには対応できていないと考えています。今後、実績を上げていきながら、これから支援の拡充とかについては、方向を考えていきたいと思っています。

最後に、今後の方向、市が考えている方向ということでございますが、現在のところ、郡上市では、毎日タブレットを家庭へ持ち帰らせるということについては考えておりません。その理由については、次のようなことでございます。

平日でタブレットを持ち帰ることで、家庭での家族との会話やお手伝いなどの経験が減ることが考えられます。国立青少年教育振興機構の2019年の調査では、例えば、夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たことがありますかという質問に、2012年には42.9%の子どもがありますと答えたのが、2019年には39.1%と4割を切っています。体験が豊かな集団ほど、自律的行動や探求力が出るっていうことが高い、そういうような結果が出ております。例えば、自己肯定感についてでございますが、先ほどの不登校なんかも自己肯定感が低いお子さんが多いと言われております。自己肯定感とお手伝いの関係を見ますと、お手伝い経験が多い層では自己肯定感が高いという割合が30.8%あったのが、お手伝いが少ないと答えた層では自己肯定感が高いのは5.7%であったという結果が出てい

ます。

今は、タブレットを持ち帰らないと時代遅れのような風潮にございますが、郡上市が目指すのは、タブレットが自在に使えるようになり、また、学級閉鎖などの有事のときには、家庭でのリモート学習ができるという子どもを育てていきたいと考えています。家族と話したり、家のお手伝いをしたり、スポーツクラブに参加したり、読書をしたり、そういう体験も大切にしたいと考えています。タブレットの持ち帰りについては、目的をしっかりと持たせて持ち帰らせたいと考えています。例えば、長期休暇に家庭学習でタブレットを調査や反復学習に使ったり、研究で、学校にいる先生とつながって相談をしたり、アドバイスを受けたりするということもございます。平日は絶対持ち帰らせないということではなく、平日でも、例えば、保護者にタブレットを見せて、学校での学習の様子を報告したり、あるいはドリル学習などの宿題として活用したりすることも効用が考えられる。そういう効用を考える場合は、効果的な活用を検討してくださいと学校には伝えてあります。

つまり、私どもは、タブレットが文房具のように使えることを目指したい。一方で、スポーツや文化体験、家族や友人との交流など、社会性を伸ばす体験も増やしてほしい。郡上市としては、バランスの取れた教育を目指していきたいと考えています。

(18番議員挙手)

○議長（山川直保） 美谷添生議員。

○18番（美谷添生） ありがとうございます。いずれにしても、基本は学校で教育を受けるというのが基本でありますので、不登校というような緊急な人たちのためには、保護者と相談をいただきながら、適切な対応をいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

次に、産業振興と申しますか、麻の栽培について伺いをいたします。

麻は、古来より日本人にとって、身近で日常生活に極めて有用な農作物として栽培をされ、衣食住や神事を支えてきた重要なものであります。戦後、占領軍の指導もあり、1948年大麻取締法が施行され、都道府県より許可された一部を除き、栽培が禁止され、1954年全国には約3万7,000人の栽培農家があったようですが、2014年には33人となっておりますという報告がございます。日本の伝統文化、産業が消え去ろうとしているというような危惧をいたしております。

郡上市議会では、平成27年8月に栃木県鹿沼市へ産業用の麻の活用について視察を実施しており、平成28年4月には多くの議員の賛同をいただき、産業用大麻研究会が発足をいたしました。市内で栽培に意欲のある農家もあり、何とか県の許可が得られないかと検討をしておりました。そんな矢先、平成28年10月に鳥取県で栽培許可をされていた栽培者が違反行為で逮捕される事態が発生をし、また、違法栽培者が検挙される事件等が多発いたしまして、大麻の栽培には厳しい状況となっております。

しかし、近年では海外で麻の有効性が認識され、アメリカ、カナダをはじめ、多くの国で利用さ

れようとしております。厚生労働省は2021年、今年ですが、1月より大麻等の薬物対策の在り方検討会を数回開催し、法改正に向けた取組がされているようであります。また、大麻に含まれる成分、カンナビノイドから製造される医薬品については、先進国G7の処遇において、日本を除き承認がされていると聞いております。また、2020年にはWHOの勧告に伴う国連麻薬委員会採決により、医療上の有用性が認められたと報じられています。

ここで先月、厚労省は大麻栽培農家への過度な規制を緩和するという方向で、9月には都道府県へ通達するとの報道がありました。

郡上市としてどう対応するのか、お伺いをいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） 失礼します。ただいまの御質問ですが、27年の産業建設の視察には私も同行させていただきながら、常々、産業用大麻の在り方ということは検討させていただきました。美谷添議員の御質問、御指摘にあったように、一般的には産業用大麻というのは日本古来のものであるし、また、郡上市にも旧町村の中には郡上市全体で栽培をし、利用していたような記録もあります。

その後は、おっしゃるとおり、大麻取締法の施行によって栽培等が厳格化され、取締りが強化され、さらには海外で見直しがされて、日本でも2000年代後半から地域おこし、そういった見直しの中で再度、機運を盛り上げるという状況はありましたが、逮捕者が出たりとかいうことで、一層取締りが強化されてきております。

また、海外は併せて、これも御質問の中でありましたとおり、日本を除くG7の主要諸国では、いわゆる大麻が持つ成分の医薬上の有用性を認めており、特に難治性のてんかん病については非常に有用であるということで、その活用について承認がなされている状況でありますし、WHOもそれを、効能を認めておるといことも事実であります。

そういったことを受けまして、国の動向でいいますと、こちらも国の厚生労働省は、もともとそういった海外の動向や国内の動向を踏まえ、いろいろ大麻取締法自身を、検討を進めておる。その中で、今年の6月25日に報告書が出ておりますが、その報告書の概要は主に4点あります。

1つ目は、いわゆる現行の大麻取締法については、昭和23年に施行されたもので、例えば、大麻のこういった部分が有害であるか、そういった詳しい化学的根拠がなくて、取締法がなされておるといことです。現在は、そういったよく言われる薬物的なところの中では、THC——テトラヒドロカンナビノールという成分ですが、そういったものが幻覚とか陶酔症状を起こすと、これが有害であるということが判明してきましたので、やはり、かつての現行の大麻取締法ではなくて、しっかり有害な物質の含有量に基づいて規制をすべきではないかという論点が1点あります。

もう1点は、繰り返しになりますが、医薬上の効能ということの有用性が世界で認められてきて

おりますので、日本の現行の大麻取締法では、そういった医薬用の使用、施用が禁止されていますので、これは、しっかりとした流通管理体制を構築した上で認めていく、許可をしていくという方向性が必要であろうと、が2点目になります。

3点目は、全般的に、ちょっと表現が大麻で、その使用目的として医療用であったり、産業用であったり、中には嗜好用と呼ばれる、いわゆる乾燥大麻——マリファナと呼ばれるような類のものがありますが、よく検挙される中では、今の現行の大麻取締法は大麻を持っていると取締りを受けますが、その使用については何の規制もないということがあります。ですので、これはやはり、しっかりとした医療用とか産業用のような適正な使用じゃなくて、いわゆる嗜好性で使われるものについては、しっかりと使用に対して罰則規定を盛り込むべきやというようなことも論議をされております。

一番最後は、こういったいろんな大麻に対してのいろんな正確な知識が伝わっていない中で、事実上、先ほどの検挙事件もあって、28年以降は大麻栽培については、都道府県が許可権者でありますけども、事実上、新しい栽培の許可であったりとか、また許可をしても、栽培したものを県外へ持ち出すことはならないというような形で規制がされておると。このことについては、国としましてもし少し過度な部分があるんじゃないかということで、もう少し現地にあった形での栽培手法等、しっかりやるべきではないかということが1点上がっていますし、現地にあった指導といいますけれども、やはり全国的なある程度の統一見解も必要でないかということが述べられております。

こういった方向を受けて、8月26日の東京新聞で、いわゆる国は都道府県に対して規制緩和等の通達を出すという記事が載っております、昨日と本日、2度にわたって県のほうに通達を確認させていただきました。

回答的に言うと、9月10日付で国から県へ通達は出されております。しかしながら、あくまで国から栽培許可者であり、指導機関である県に対しての通達文書ですので、現時点では市町村に対して、それをさらに伝達するような予定はないということでした。ただ今日、こういう質問を受けましたので、聞き取りで何とか聞いた内容によりますと、現時点の中では、いわゆる一律的な安全対策というのは、少し緩和をします。どういうことかということ、例えば、栽培するのに安全対策として侵入を防ぐような柵の設置であったり、防犯カメラをつけるようなこと、また、防犯カメラの、岐阜県ではありませんが、違う県で5年間ぐらいデータ保存を義務づけるとか、少し行き過ぎたところがあるので、それは地域の現状にあった安全対策等をやっていくようにと通達の内容であるということでもあります。

岐阜県の指導要領の中では、その2つとも絶対整備しないかんという状況ではありませんので、県は、今のところ、その通達を受けながら現行の指導要領に従って、栽培指導等を行っていくということでありましたので、郡上市として、先ほど一生懸命以前、何とかということで取組をさせて

いただきましたが、現状とすると、国としては医療用については解禁の方向で法改正を検討されておること、また、それに併せながら国から県に対して、指導通達も今後も出てくると思いますので、そういった適法の範囲の中を待って、御希望される方が栽培に取り組めるようなことについて、サポートができればというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

(18番議員挙手)

○議長(山川直保) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) 今後、産業大麻の栽培について、ある程度光が見えてきたのではないかなという感じがいたします。この合法大麻——大麻ですが、とは病気の治療等に使用される医療用、それからヘンプと呼ばれ繊維、燃料、建築資材、食品など、広範囲に使われる産業用、それから嗜好用の3つがあるようでありますが、アメリカでは各州でこの3つが解禁され、新たな産業が始まっておると聞きますし、カナダでは大麻を全面解除し、ビジネス界をけん引しているというような報道がございます。

この暮らしに役立つ麻ということで、日本ではいろんな使い方がされてきて、いわれておるのは医療であるとか、食料であるとか、紙、建材、プラスチックの複合素材、あるいはバイオ燃料、医薬用といったように2,500種類以上の生活用品が製造できるというような有用な作物でありますので、郡上市においても、この産業用大麻の栽培が実現できるよう願っておりますし、御尽力はしていただきたいというふうに思います。

長い間、ほとんど麻に触れてこなかったような感じがいたしますけども、一生懸命これに取り組んでみえる人があるということを再認識させていただきましたので、今後とも、このことに対して研究、検討をしていきたいと思っております。

皆様のご協力をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、美谷添生議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。再開は、午後1時を予定いたします。

(午前11時55分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◇ 野田勝彦議員

○議長(山川直保) 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。

通告に従いましてと本当は申し上げるところですが、ちょっと通告を変えさせていただきますが、あらかじめ申し上げますが、4つ目の盛土の件につきまして、多分、時間切れになるだろうということと、もう一つは、ほかにも質問者がいらっしゃいますので、あらかじめ取り下げさせていただきました。どうかよろしくをお願いします。

それでは、残り3点につきまして、通告に従って質問させていただきます。

ウイズコロナ、アフターコロナとか、様々な表現で、このコロナとこれからどう付き合おうといえますか、どういう生活になっていくのか、どういう社会をつくっていくのか、いろいろ議論があるところであります。

2年にわたるこのパンデミックの中で、当初、この前も市長、おっしゃったように、ここまでなるとは思わなんだというような話もございましたけども。

（発言する者あり）

○9番（野田勝彦） 失礼しました、忘れておりました。思わなかったのですが、スペイン風邪なんかで見ると、第3波が最もひどかったという、そういう情報もあります。既に5波まで来てしまって、これから第6波、7波あるのか、こういう状況の中で、私たち郡上市も随分長い間ゼロを続けてまいったんですが、とうとう3桁になってしまうと、こういう状況になっております。

さて、今日、私はこの後のウイズコロナの中で、この郡上市の医療に関わるような体制をどうつくっていくのかという問題を中心に上げたいと思います。その場合、次を考える場合、2つのケース、1つは今の状況や、あるいは第6波、7波というもっとひどいのがひょっとしたら現れてくるというような状況でどうなのか。この場合、今行われている中濃圏域の医療体制の中で、もしや、この郡上市のほうにも宿泊療養や、あるいは自宅での療養が必要になってきたときには、そういう場合があるのかどうか、これも一つ、検討をしておかなきゃならないんじゃないかと思います。

もう1点は、幸い今後、収束の方向に向かいまして、県全体としても2桁の低いほうから1桁、あるいは、あまりニュースにもならないような状況にもなっていっていったら、また、そうやってほしいんですが、そういう場合の医療体制は、この郡上の場合どうなるのか。引き続き、ずっと中濃圏域としての集中的な体制を維持するのでしょうかという問題です。

現在はもちろん、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」という法律があるようですけども、この下で県と保健所が協力をしながら、市町村を越えたところで感染の調査や、あるいは経路の追跡や入院、退院の管理、あるいは治療機関の指定など、そういうふうな形でやっております。

ところが、その体制の中で、感染者を収容するように指定された指定の医療機関では、本当に大変な状況になっていると。特に大都市の場合、病床使用率が逼迫して、大変な状況というのはよく伝えられているところですが、岐阜県の場合は、一時的にはそういう状況になったようです。

当該の医療機関では、この医師や看護師さんを含めて、本当に深刻な過重労働と申しますか、大変な事態が生まれておるわけですが、これを今後もこういう状況が続けていいと、私、思わないんです。集中的に治療体制をつくっておれば、当然、それはあり得ることですので、これからは可能な限り分散をしていく必要があるのではないかと。

医療体制を集中させたということは、言わば、人類が初めてこの新型コロナウイルスに遭遇して、得体の知れない、正体の分からないウイルス、まだ治療薬も、あるいはワクチンも全く手つかずの状態、ただただ3密を避けて感染を防止する以外に、とりあえず手だてはないような状況では、私はやむを得なかったかと思えます。

ところが、今や随分状況は変わってきております。御承知のように、ウイルスの正体はおおむね明らかになったのではないかと。それから、ワクチンも有名な3社以外には、各国でそれぞれ開発も随分進んできているようですし、我が日本においても、一部のメーカーでは開発に着手している、こういう状況もあるようです。ですから、いつまでもこの状況が、得体の知れないウイルスというふうではないと、これは間違いなく言えるのではないかと思います。そうなれば、この段階では、いわゆるウイズコロナ、完全にはなくなりほしくないけども、コロナと共生と申しますか、共に生きるわけではないですが、付き合いがなければならぬ、これがウイズコロナではないかと思われれます。

そこで、こういう段階になったときに、医療体制は社会的にも、例えば、感染された御家族の方を含めて、こういう社会的にも、あるいは医療体制の上でも、集中治療というのは、集中的にこの場所を限定するというのは不合理ではないかと思われれます。だから、やがては先ほど申し上げた法律も改正を含めて、より居住地に近い地域医療体制に移行すべきではないかと私は考えておりますが、将来本格的なウイズコロナの段階を迎えて、コロナ感染者を市内の医療機関で責任を持って治療する体制をどうつくるのか、あるいはどう考えられているのか伺いたいと思えます。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

岐阜県では、検査によって感染が判明した場合、保健所において療養等に係る手配や入院調整などを行っております。現在は症状の程度によって、感染症指定医療機関、一般病床、ホテルなどの宿泊療養施設にて療養を行っている状況です。

これまで岐阜県では、自宅療養ゼロの方針の下、県内の感染者全てが入院、または宿泊療養施設に入所できるよう、病床を確保して自宅療養となる患者を発生させないようにしてまいりました。しかし、8月の感染拡大によりまして、残念ながら、無症状、軽症者は自宅での療養を余儀なくされている状況で、病床、施設の追加確保に向けて現在も調整がされておるところでございます。

感染者は、市内の医療機関で責任を持って治療する体制をつくるべきではないかと、御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項に規定される感染症として、法の下に強い対策が必要となっております。また、新型インフルエンザ特別措置法において、都道府県が作成する行動計画の中に、新型インフルエンザ等の都道府県内における発生状況、動向及び原因の情報、並びに調査や医療従事者の確保、その他の医療の提供体制の確保に関する措置などの事項を定めることとされておりまして、その計画に基づいて岐阜県が医療体制の確保を行っております。

新型コロナウイルスが特殊な性質の感染症であることや、法に基づいた強い対策を行う必要があるため、感染源や感染経路を特定する積極的疫学調査の実施、検体の採取、入院の勧告措置など、技術的、人的な面、あるいは高度な検査機材などの整備など、個々の市町村で取り組むには限界があります。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている現状におきましては、市町村単独で療養体制の整理を進めるのではなく、法の下で岐阜県として大きな枠組みで取組を進めることが必要とされております。

現状での療養体制につきましては、市内だけでは医療資源や人員が限られていることや、通常診療を続けながら多くのコロナ患者を受け入れることは難しい状況にあります。これはほかの市町村においても同様であります。県内の高度な医療体制で、治療ができる医療機関を中心として治療が受けられるよう、岐阜県全体で療養環境を整えて取組を進めることが必要であると考えております。

現在、ワクチン接種は進んでおりますが、新型コロナウイルスとの戦いは、しばらくの間は続くのではないかと思います。これからも、引き続きオール岐阜で、県内全体で取組を進める上で、岐阜県から要請があれば入院病床の拡大や宿泊療養施設の確保など、郡上市ができることは検討して、対応できるよう努力していきたいと考えております。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 今、御説明いただきましたように、並のウイルスではない、非常に危険度の高いといえますか、そういう相手が相手ですので、一地方自治体、特に財政力の弱いところも含めて、なかなかこれは対応が困難であると、その事情はよく分かります。そういう意味では、オール岐阜で対応していると、これは、今の段階では、私は、それは妥当な方法だと今は思っております。

ただ、ずっと、将来的にわたって考えると、やがては、よく私たちも今までなじんできたといえますか、慣れてきましたインフルエンザのような状況というのは、果たして実現は不可能なのか、そういう思いも持ちながら、今、聞かせていただきました。ありがとうございました。

それでは、第2点目の質問でございます。

生理の貧困に適切な対応をお願いしたいということでもあります。

このコロナ禍は、様々な貧困という言葉を生み出した、創り出したわけです。いろんな貧困が登場した。あるいは一方で、貧富の差というのも拡大をした、格差の拡大というのも大きな話題、問題になりました。その中の一つとして、生理の貧困とまで、こういう言葉が使われるようになったわけです。一体、生理の貧困とはどういう貧困なんだろう。あまり耳慣れない言葉ですので、ちょっとその背景となることを若干お話しさせていただきたいと思います。

ちょっと、悲しい統計なんですけど、日本における自殺者の数です。自殺者の数。長い間、3万数千人、これ、年間ですが、3万四、五千人という統計もございまして、今から10年ぐらい前、以前、10年以前の、これは数値なんです。ところが、去ること10年ぐらい前からその3万人、数千人が徐々に徐々に減ってくるわけなんです。そして、一昨年は最低を記録いたしました。2019年だと思います。最低記録して、これ、なんと2万人ぐらいまで下がっているんです。1万人ほど減ってきております。それでも男性のほうが女性の倍ぐらいあるんです、ずっと一貫して男性は多かったです、今でもそうですけど。ところが、昨年、2020年にびよんと跳ね上がるんです。グラフにすると、グラフが跳ね上がるわけです。なぜなんだろうと、その内容を見てみますと、約1,000人ほど自殺者が増えている。ところが、その増えている中は、ほとんどが女性なんです、増える数。男性は、依然としてまだ下がっているんです。女性の自殺者がぐっと増えてしまったというところがあるわけです。女性だけの増加率で見ると、15.4%だといいます。

もう一つ、深刻なことがございますが、その自殺者の中で、中学生や高校生、中には小学生まで、この若年層、それから20歳代の若者たち、この層が非常に増えている。ですから、女性が多く、若年層が多いという、何かこう、深刻な情報なんです、これ。何とかしなくちゃという面持ちなんです。

いのち支える自殺対策推進センターという組織があるんですけど、ここがコロナ禍の自殺の動向の分析結果というのをを出しておるわけです。ちょっと紹介してみたいと思います。この女性の自殺増加傾向について、それは経済生活問題、経済に関わるもの、家計に関わる問題です。それから、勤務の問題、勤務問題、失業とか収入の減少だといいます。DVの被害、育児の悩み、介護疲れ、こうした様々な問題が背景にあると指摘しているんです。これは私たちが容易に想像はできませんところなんです。すなわち、女性はどうしてもパート労働や、あるいは非正規労働が多くて、こうした不景気や、あるいはいろんなこの状況によって、イの一番によく言われる、労働の調整弁に使われてしまう。これは実際そのとおりだと思います。おまけに加えて、社会的にも家庭的にも実に多くの役割を期待され、実際に背負わされていると、こういう方が多いと思います。

コロナのこのパンデミックの中で、どうしても社会的に弱い立場の方々にしわ寄せが行き、特にそれが、今申し上げたような女性や子供たちに集中的に現れているのではないかと。中でも、女性が1人で子育てをしていらっしゃる世帯は、これは親子ともに、本当に大変な、深刻な事態ではな

かるうかと想像されます。これを象徴的に言い表しているのが生理の貧困、すなわち、生理用品すらなかなか買えない状況が生まれているというわけです。

県議会でこの問題が取り上げられました。そのときに、子ども・女性局長が次のように答弁されています。これは岐阜県議会です。生理の貧困が顕在化したことから、県では緊急支援として生理用品の配付を行う、必要な方には無償で配布すると。その場合、他人に相談することや、窓口の受け取りをためらうケースも考えられる。だから、ネットによる申請も受け付けます。また、これを機会に、女性の経済的困窮など、不安や悩みを聞き取り、支援するシステムをつくりたいという。これがそのチラシでございます。ちょっと、小さくてすみません。ぎふNPOセンター、生理用品の購入に困っていませんかというチラシがございます。こうして、岐阜県では、そういう取組を始めますというわけなんです。私、その後に続く次の文言が特に重要だと思います。さらに続けて、この局長、ここが大変大事だと思いますが、一つ、生理の貧困は、女性の尊厳に関わる問題として取り組みます。まず、県立学校では、トイレへの生理用品を常設する。これは、答弁の中では9月から実施すると言われたので、県下の高等学校、あるいは特支の方では、もう備えられているかもしれません。学校へ、学校トイレへの常設については、市町村へも働きかける。働きかけはあったでしょうか。以上、この3点を追加して述べられています。こうした流れの中で、我が郡上市でも、私は本格的に生理の貧困に対応するべきときが来ているのではないかと思います。

学校のトイレに生理用品をと、ちょっと、にわかには、ええ、そういうことってあるのかな、うーんと、何ていうか、一種の違和感を感じられるかもしれません。しかし、考えてみていただきたいんですが、今、少なくとも学校や官庁のトイレの中に、トイレットペーパーのないところはなはずです。あるのが当たり前。今後、あるいは何年か後には、女性用のトイレには生理用品が常備してあるのが当たり前。これが私、社会の進歩ではないかと思います。

質問をまとめて伺いたいと思いますが、このコロナ禍において、生理用品を買うこともままならないような生理の貧困が伝えられている中で、全ての学校のトイレに生理用品を常備しておき、女子児童生徒が必要とするときは自由に使えるようにしていただきたい。見解を伺いたいと思います。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 今、野田議員がおっしゃいましたように、郡上市も児童生徒の生理の貧困問題は、もし、ひよっとすれば重く受け止めなければいけないというふうには思っております。

現在の見解ということで、教育委員会、考え方を述べさせていただきますが、ちょっと、全国的な状況を見ますと、内閣府の調査でございます。今年7月時点で、全国581の自治体が生理用品の無償配付、また、公共施設や学校のトイレなどへの設置について実施、検討をされているようでございます。

県内におきましては、今、議員が言われたように、県立学校の取組があるほか、市町村では、海

津市が今年8月に、小中学校のトイレに生理用品を設置することを決められたというふうなことを承知しております。

その他の県内の自治体でございますが、学校で生理用品が必要となった児童生徒に対しましては、ほとんどが保健室での対応を行っております。その理由としましては、コロナ禍でもありまして、多数の人が触れる可能性があり、トイレに置きますと衛生面で心配があること、生理用品を求めて来る児童生徒の困り感に直接寄り添う指導が必要ではないかというようなことが主な理由として挙げられております。

郡上市におきましては、小学校4年生の体育における保健の授業で、思春期の体や心の変化などについて学びますが、初潮が早い場合は、小学校4年生ぐらいから始まるということで、併せて女子児童には、初潮を迎えたときの家族や教職員への相談、それから生理用品の処置の仕方などに加えまして、特に4年生ぐらいになりますと、生理の周期が不安定な時期であるため、急な生理に備えて生理用品をかばんに入れておくことですか、持ち合わせがない場合は保健室に常備しているので利用すること、困ったときや心配なときは、養護教諭や話しやすい先生に相談することなどを、養護教諭や女性教職員が指導しておりますし、保護者にもこういう学校での指導内容については、十分理解と御協力を得るためにリーフレット等でお知らせをしております。このことは大切なことだと思っております。

それから、急な生理に備えて、全ての小中学校では、生理用品のほかに替えのアンダーウェアを保健室に常備しており、必要とする児童生徒には養護教諭や女性職員が相談に応じて対応しておるというような現状でございます。

市内の小中学校の保健室に生理用品を求めて来室する頻度をちょっと確認してみましたところ、学校に対しまして、「全くいない、ほとんどいない」が14校、「1年に数人」という回答が11校、「月に1人から2人」、4校、これは児童生徒数の多い学校でございますが、という状況でありました。

しかし、急に生理が始まったため、持ち合わせがないとか、忘れてきてしまったというような理由が多くて、現時点では、経済的な理由から生理用品が与えられていないというような事実は把握していないということが現実ではあります。

トイレに生理用品を常備することについて、学校現場の意見を聞いてみましたところ、常備することについての賛成の意見としましては、忘れたことを保健室で言いづらい子どももいると考えるため、各階の女子トイレの1か所に置くとよいのではないかとか、急に生理が始まった場合、少しでもその児童生徒が早く対処したいという気持ちを考えると、やっぱりトイレに生理用品があったほうがよいというような、議員、おっしゃるような意見もありました。

一方で、否定的といいますか、そうでなくてもいいのではないかという意見としましては、多く

の人が出入りするトイレに常設することは、先ほども少し触れましたけども、衛生的ではないのではないかと、体格や体質面から自分に合った物を使用することが必要でありますから、様々な種類の生理用品を備えておくことはなかなか難しいのではないかと。それと、急な出血でアンダーウェアが濡れることを考えると、その替えが保健室に準備してありまして、そこで養護教諭の先生とかがそれを対応しながら、そういうふうに対応していけば、余計、丁寧な対応ができる。それから、生理の貧困にある児童生徒を把握するためには、やっぱり保健室でそういうことを聞きながら確認するのがよいのではないかとということですし、そうしたほうが把握もできるということでした。そして、エチケットとして自分で準備するものという自己管理意識の低下が懸念されるなど、そういう理由がございました。

現時点では、生理用品を持ち合わせていない児童生徒に対しましては、繰り返しになりますけれども、保健室で渡すことによりまして、使用方法の確認、衛生管理の担保のほか、児童生徒の体調面や様々な悩みの把握、家庭との連携等につなげたいと考える学校が多い状況でございます。今、議員がおっしゃいますように、トイレに生理用品を常備することは、生理の貧困のことも考えますと、女子児童生徒が悩むことなく、必要に応じて気軽に使用できるという利点がある一方で、さきに述べましたように、各学校が考えているような、児童生徒に寄り添った丁寧な対応が必要というふうに学校も考えております。

市としましては、市内の小中学校のトイレに一律で生理用品を常備することについては、このような理由も踏まえ、併せて、県立学校や海津市の取組、また、市内でも試行的に取り組んだ中学校もありますので、それらの成果や意見を踏まえながら、支援の側面と、それから教育の側面など多面的な視点から、少し検討させていただきたいというふうに思います。

しかしながら、長引くコロナ禍にあつて、経済的なこともあります。そういう中で、子どもの安心安全を一番に考えながら家庭を守っておられる保護者の御苦労もありますので、保健室を訪れない児童生徒の中には、もしかして生理用品がなくて、言いつらくて、トイレトペーパー等で代用している場合もあるかもしれないという、そういう意識は持ちながら、学校での子どもの状況変化を的確に捉えまして、保護者との連携、それから相談を早期に行っていくよう、引き続き学校ではお願いしたいというふうに現時点で考えておりますので、よろしくお願いします。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 今、お答えいただきましたことは、状況としては理解できます、いずれにしても。ただ、保健室に常備するというのは、必ずしも裸で置いておくわけではありません。衛生面では、それは方法を考えれば幾らでも対応できる。もう一つ、保健室を代わりになくすわけではありません。寄り添うことは、幾らでもほかの方法でたくさんできるんです。これは生理の貧困に対す

る対策であります。ぜひとも御検討をいただきたい。

3つ目の質問にまいります。

前回の6月議会補正予算におきまして議決されました、新型コロナウイルス感染症経済対策の中のプレミアム商品券の発行であります。これは大変、市民から歓迎する声と同時に、御承知のように幾つかの苦言も頂いたわけでございます。これは当然ながら、この議会のほうでも議決をしたので、その責任を共有するという事はやぶさかではないし、当然ではあります。今後、そう度々はないでしょうが、こうした商品券を発行する場合の一つの教訓として、若干、検証をしてみたいと思います。

このプレミアム商品券の発行につきましては、従来はどうしても大型店有利になるのではないかとということがありまして、今回はそれに対する対策がちゃんと講じられて、色分けにして2種類の券が発行された。あるいは、スタンプラリーというおまけがついて、小中の商店への配慮が大変行き届いていたのではないかと、そういう改善点も見受けられました。

ところが一方で、次のような、私、今から3点をちょっと取り上げたいと思います。この3点のような問題点もあったのではないかと。

第1点です。プレミアム率が3割というのは、これは妥当だったのかという。やっぱり、3割というと大変大きいですから、買わなきゃ損という意識がどうしても強くなるんです。非常に、だから一種のフィーバー状態になったのではないかとこのことをちょっと考えておきます。この3割は妥当であったか。

2つ目ですが、発行数が5万セット。私もほしい、私もほしいと、家族が全員がそろって、全員が買った場合、最高の5セット、人口4万人が5セット買いますから、20万セットいるわけなんですよ、単純計算で。中には買わない方もいらっしゃる方も含めても、あまりにも、ちょっとかけ離れていると。3割のプレミアムという、やっぱりみんなほしいと思われるのが当然だと思います。だから、1人5セット、5万セットは妥当だったか。

それから、販売方法、商工会や振興事務所などを指定して、ある期間売り出すと。これはやむを得ん面もあるんだと思いますが、結果的には炎天下の行列、御承知の上で、これは途中で番号札を渡して、並んでもいいようにという御配慮はあったんですが、それでもやっぱり、待たなければならんことは事実です、どこかで暇つぶしをしなきゃならない。こんなことも含めて、ちょっと問題があるのではなかったでしょうか。ですから、この販売方法はお金と時間とそれから余裕のある方が有利になってしまう。これを言い換えると、早い者勝ちになってしまう。こうした券を発行するときに、早い者勝ちというのは、言葉はあんまりよくないんですが、あまりふさわしくないのではないかと。販売方法の改善の余地はないのか。

以上、3点について、どうお考えなのかというような、お願いいたします。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをいたします。

まず、今回のプレミアムつき商品券に関しましては、長蛇の列となり、市民の皆様には長時間お待たせする事態となったこと、お詫び申し上げます。

大変、好評をいただきまして、これまでに例のない、実質4日間での完売となりまして、所管部といたしましても想定外でございました。長時間並んだのに購入できなかった、不公平であるなどの御意見も多数頂いておりますので、よく検証させていただき、今後は適切な改善を図ってまいりたいと思っております。

今回実施しました、プレミアムつき商品券事業は、1セット1万円で1万3,000円分、30%のプレミアム率の商品券を5万セット、1人最大5万円までで、そして家族分、最大6人まで購入可能という内容で実施をいたしました。

発行枚数、5万セットとしましたのは、平成27年度に実施をいたしました、プレミアム商品券は4万セット。令和2年度では、コロナ対策として1万セット増としまして、5万セットとして販売しております。人口、約4万人の郡上市では、これまでの実績から、約25%から30%が購入すると推定をいたしまして、1万人の、1人5セット購入で5万セットというふうにしたものでございます。また、プレミアム率を前回の20%から、30%に引き上げたことによりまして、購入希望者が増えることも予測をいたしましたが、今回は新たな取組といたしまして、議員が言われましたとおり、中小事業所限定券7枚、中小事業所・大規模店共通券6枚、色分けにより利用店を限定した方式を取りました。このことにより、同様の取組を行った他市の事例も参考に、売れ残る可能性もあると考えたところでございます。しかしながら、結果的には大変好評で、4日間で完売ということとなりましたが、今回のことを受けまして、販売実績を検証いたしましたところ、購入された人数が、前回は1万702人、今回は1万333人であり、前回と同様、人口の約4分の1の方が購入されております。地域別での購入実績を比較してみますと、購入者数は前回よりも、八幡で665人減りまして、明宝は118人、和良では87人減っております。その一方で、白鳥町在住者が512人、購入者が増えている結果となりました。また、地域別人口で購入された方の割合を、前回と比較をしてみますと、明宝では6.8ポイントのマイナス、和良では4.8ポイント、八幡では4.5ポイントのマイナスの順となっており、白鳥町では5.1ポイントプラスとなっております。あと、大和、高鷲、美並の在住者は、前回とほぼ同じ人数の方が購入されておりました。

今回のプレミアム商品券の販売に当たっては、電子化ということについても、10社近くの企業から話を聞くなど研究をしてみましたが、最適な方法を見いだすにはまだ時間が必要であるということから、今回は早急な経済対策として、通常の販売としたところでございます。販売方法といたしましては、各地域別の人口比や、これまでの販売実績から、各販売所での販売数を決定してお

ります。また、平日購入いただけない方のために、八幡と白鳥では土日を含めた先行販売を行います。また、待ち時間短縮のため、購入申込用紙の事前配付を行ったところがございます。

今後はほかの方法も検討しながら、実施する際には、待ち時間の短縮につながりまして、また、公平でなかったなど、市民からの意見が出ないよう改善を務めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(9 番議員挙手)

○議長（山川直保） 野田勝彦君。

○9 番（野田勝彦） ありがとうございます。

なかなか、想定というのは、想定どおりにいかないものですね。やっぱりどこかでずれが出たり、問題点が出てきたりするんですが、こうした、とりあえず先ほどもおっしゃったように、今回、こうした商品券、最近では3回目ということになるんですが、今回は一つ、非常に評判だけはいい状況をつくっていかないと、効果的な経済対策をお願いしたいと思います。

それでは、3点にわたっていろいろと加えましたが、ありがとうございました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（山川直保） 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

(午後 1時40分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（山川直保） 17番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫議員。

○17 番（清水敏夫） ありがとうございます。すみません。皆さん、こんにちは。

(発言する者あり)

○17 番（清水敏夫） 御指導ありがとうございました。

一般質問の初日の午後に時間を頂きまして、ありがとうございました。質問の通告は2点を掲げておりますが、まずはそれ前に、今議会にめいほうトンネルの開通式費用を補正予算として引き続き計上をしていただきました。本当にありがとうございました。めいほうトンネルは、当小川地区では日常の生活、あるいは雨量の規制とか、雪の規制とか、買物とか、病院とか、いろんな意味で不自由、不便をかけておりましたけども、いよいよ、この50年の歳月を経ましたけれども、このた

びの補正予算によりまして、名実ともに、この冬、雪の前にはあのトンネルが、めいほうトンネルが開通をできるという状況になりました。これにつきましては、岐阜県の知事さんをはじめ、郡上市長さん、郡上市の幹部さん、それから市議会の全員の皆様には、本当にこの間、陰に陽にこのトンネルの推進につきまして御尽力いただき、また、お支えをいただきましたことにつきまして本当に深謝の心でいっぱいでございます。本当にありがとうございました。開通を本当に楽しみにしております。質問の前に当たりまして、一言だけこのことを申し上げたく、発言させていただきました。ありがとうございました。議員の皆さんもありがとうございました。

今日は、2点を先ほど言いましたように用意をしておりますが、17日の一般質問の最終日には本田議員と兼山議員がそれぞれ、私の質問の趣旨と同趣旨のものが用意されているようでございますので、今日の私の質問では、ほんのさわりの部分だけになるかもしれませんけれども、できるだけ奥へ入ってお話が聞きたいというふうなことも思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今日の中日新聞の中日春秋というところでの前段の記者の言葉の中に、今のコロナ社会のことを踏まえて、人は生まれてくる時代を選べない。このコロナ禍の時代に、巡りあわせの不運を感じてきた若い人も、あるいは年輩の人もいらっしゃるでしょうというようなことがありまして、この令和2年から3年にかけてのコロナ社会ではありますけれども、私たちも、市長さんも昨日からの決算委員会のほうでもお話が皆さんからも出ておりますように、なんでこんな時代を迎えたんやろうかなという思いもありますけれども、このコロナ社会だからこそ、また、私たちが生きるべき道をどうやって進路を探していこうかという、また、そういう意味では一つの見直しをする時間帯になるんじゃないかなということを思いながら、今日はそんなことも踏まえながら次の時代につなげていくために、今日の質問2つをさせていただきたいというふうに思います。

まず第1点目は、八幡、美並の過疎地域指定と市財政の影響はということでタイトル決めさせていただきました。先にも答弁がございましたけれども、このたび令和3年4月1日施行によりまして、過疎地域の、今までは自立と言っておりましたけれども、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」というものが今度新しく設けられたようでございます。今までは、郡上市では明宝と和良地域が指定をされて知っております。この過疎地域も昭和45年、当時の山中貞則先生を中心になされた、議員立法で始まったように聞いておりますけど、あれから50年の歳月が過ぎたわけですが、日本は人口減少とかそんなことを踏まえる中で過疎地域の対策というのは、継続してそれ以来行われております。今回、見直しによりまして、指定の要件とか、また、新しい「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のメニュー等が、また改まってきとるんじゃないかなということも思いますので、そのことの御指導と、それから、県内の他の自治体の過疎指定状況はどうであるか、あるいは全国的な過疎指定の状況はどうであるか、このことについて、まずはお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） お答えを申し上げます。

今ほど申されましたように、昭和45年から5次にわたりまして行われてきております過疎対策につきましては、本年4月1日から施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づきまして、過疎市町村が公示されました。本市では、今言われましたとおり、これまで明宝、和良地域でありましたが、それに加え八幡と美並地域が新たに過疎地域となりました。

過疎地域とみなされるには、本市のような合併市町村は、平成の合併時の旧町村単位において、人口要件と財政力要件の2つを満たす必要がございます。そのうち財政力要件につきましては、平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均値が0.51以下となっており、本市では、この3か年の財政力指数の平均値が0.31ですので、要件を満たしておりますが、人口要件については、合併前の7市町村において要件適用の可否を見ることになります。その人口要件につきましては、長期要件と中期要件のいずれかを満たす必要がございます。まず、長期要件では、昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が、財政力指数が0.41以下の市町村——郡上市はそうだけれども、23%以上の減少であることとされておりまして、本市の合併前の旧町村におけるこの40年間の人口減少率は、明宝地域が33%、和良地域が38%と引き続き要件を満たしますが、八幡地域も29%となりまして、新たに要件を満たすこととなりました。また、中期要件では、平成2年から平成27年までの25年間の人口減少率が21%以上であるとされておりまして、美並地域については、この25年間の人口減少率がちょうど21%となりますので、この中期要件に該当し、新たに過疎地域となったわけでありまして。

次に、新たな過疎法による財政支援策のメニューにつきましては、まず、第1に有利な起債であります過疎対策事業債、これについては、この財政措置は継続することとなりました。また、新たに旧簡易水道施設の整備や民間の僻地診療所に対する補助が対象経費に追加されたほか、他の事業に優先して地方債の同意額等を確保する取組としまして、従来からの民間雇用や産業創出に対する資する事業や光ファイバーの整備に加えまして、公共施設の統廃合を伴う集約化や複合化事業が新たに対象となっております。このほか、小中学校や保育所の整備に係る国庫補助率のかさ上げなども継続でされることとなりました。

次に、県内における過疎市町村の状況についてですが、旧過疎法では14市町村が県内ですけれども過疎地域とされ、そのうち全部過疎が8市町村、一部過疎が本市を含めて6市ありまして、その一部過疎地域の旧町村数は16町村でありました。一方、新過疎法では、新たに1市1町が加わり、16市町村が過疎地域とされ、そのうち、全部過疎には、関ヶ原町が加わって9市町村となりまして、また、一部過疎では、本巢市が加わり7市となりました。また、その一部過疎地域の旧町村数は、

旧坂下町、旧山岡町、旧明智町、旧根尾村、そして本市の旧八幡町、旧美並村の6町村が加わり、22町村となりました。なお、参考までに岐阜県内の過疎区域の面積ですが、旧過疎区域では5,968.68平方キロメートルでしたが、新過疎区域では6,793.77平方キロメートルとなりまして、825.09平方キロメートル増加しました。また、過疎区域内の人口につきましては、旧過疎区域では14万1,700人でしたが、新過疎区域では18万2,935人と、4万1,235人の増加となりました。

そして、全国の過疎地域の状況についてですが、旧過疎市町村数としては817市町村でしたが、新過疎市町村では820市町村と、3つの市町村が増加となりました。また、そのうち一部過疎地域の旧町村数は、旧過疎地域では283町村であったものが、新過疎区域では326町村と、43町村の増加となりました。このことから、単純には比較できませんが、旧町村単位で見ますと人口が大きく減少した地域が増加しているのではないかと、ということが考えられます。なお、これも参考に申し上げますが、全国における過疎区域の面積についても1,558平方キロメートル増加しましたし、人口についても43万人の増加となりました。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 詳しく指定の状況、背景をお伝えいただきましてありがとうございました。

全国的に見ては、3自治体というようなことに収まっていますが、郡上市としては、今回2旧町村が加わってきましたが、市は今までは一部過疎というような感じでしたけど、今回から市の2分の1以上が過疎地域というふうなことになってきたわけです。ですから、従来、八幡、美並地域は辺地を1つは財源のよりどころとしていたわけですが、今回は過疎地の指定によって、前回は過疎計画というのが、持続可能な過疎計画、郡上市の計画によると総額で132億円あるのです。事業費の計画が出されておりますけれども、そういった中で、いよいよ従来自分としては、辺地を受けており、過疎のところは辺地を重複して受けないというような、何かそういう指導があったというようなことで、今度は辺地から過疎になった場合には、過疎債を重点的に事業に充当していくということになると過疎枠の問題が出てくるので、その辺のことちょっと心配しながら、でも、別に過疎地域になったからといってひがむことではなくて、逆に、ある意味では、財政的に捉えればその範囲が広がってくると、財政措置の範囲が辺地と過疎債と両方使えれば広がってくるかなということもあるので、あまり消極的な思いはしていないんですけども、そういった意味で、一つは、これからまだ辺地計画というのが令和6年度まで、過疎地域と一緒に5年間ありますので、6年度までは現状の財源措置がいけるというふうには聞いておりますけれども、6年度以降、7年度からは辺地の見直しということもあるだろうというふうなことを想定した場合には、いよいよ今は郡上八幡市街地を中心に辺地の空白地になっていきますけど、それが移動するかなというようなことも思っ

たり、ちょっとまだ先のことは非常に読み込めない部分があるかと思いますが、当分の間は、過疎地2つ増えましたけれども、いろんな事業展開ではもっとより選択肢ができたかなというふうなことで、財政的なことについては、むしろよかったなという言い方は悪いですが、措置される状況が広がってきたかなというふうに踏まえておりますけれども、でも、やはり過疎化というのは、これは、人口減少を抱える郡上市にとっては大きな課題でもありますので、その辺も含めて、時間の関係もございますので、市長さんのほうから総括していただければと、今後の辺地を含む今回の過疎地域の指定を踏まえて、また、今回の辺地の財政状況も今後どういう道筋を立てていったらいのかなということも、もしできれば踏まえながら、市長さんから答弁いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、今回、新しい過疎法によって郡上市の場合は、従来の明宝と和良に加えて、旧八幡町、旧美並村という——現在は美並町とっておりますが——が新たに指定をされることになりました。

この過疎法についての過疎地域というのは、法律改正をするときには、本来はちょっとおかしいんですが、できるだけ卒業しないようにといいますか、対象地域として残れるようにというような形で、それは、いろんな様々な財政措置等があるからでもあるわけですが、そんなことを思っておりますが、また今回、新たに郡上市でいえば、まさに中心地である八幡町と、また美濃市や関市にも近い職住近接等もできるとされる美並町が、言わば人口流出が郡上市の中でもかなり高いということで指定をされたということは、私自身は、今までずっと地域振興策をやってきた立場からしますと、やや微妙な思いを禁じ得ないところではあります。しかし、数値がそういうふうを示しておるわけですから、しっかり新しい過疎法の理念に沿って施策を推進していきたいというふうに思っております。

少し御指摘もございましたが、従来の辺地と過疎という地域施策があるわけですが、過疎地域になったところについては、辺地の、言わば指定をする場合の辺地点数と言いますが、そういうもののカウントの仕方が少し変わってくるということで、いろいろと影響が今後出てくることも考えられますけれども、御指摘にありましたように、現在の辺地計画が令和6年度まではまずございますので、それ以降の辺地対策をする際に、また、そうした新たな辺地の指定の仕方について、いろいろ検討を加えなければいけないわけですが、当面はそういう意味では、この八幡町、そして美並町については、新たに、従来、辺地かぶっていないところもあるわけですが、取りあえずは、そうした辺地に係る政策と過疎に係る政策、どちらも選択的に活用できるということですので、財政のいろんな状況とか、地方債計画とか、そういったもの勘案をしながら適切な運営をしていきたいというふうに思っております。

今回の過疎対策法が、先ほどもお話ありましたように、従来の自立促進というキーワードから持続可能な、持続的な発展というキーワードに変わってきておりますけれども、今、コロナ禍等もございまして、様々な観点から人々の意識も必ずしも大都市にしがみついて生きるということでない新しい生き方も模索をされているという中で、私たち郡上の、この過疎対策というものもしっかり将来を見据えながら、様々な対応策を講じていかなければいけないというふうに思っております。

郡上においては、ずっと過疎地域であった明宝、和良地域についても、しっかりこれまでの施策を踏まえながら対応策を講じていかなければいけないというふうに思っておりますが、とりわけ、明宝につきましては冒頭お話がございましたように、めいほうトンネルというものを地域の振興にどう生かしていくかという、このトンネルの開通というものが、常々申し上げておりますように小川地域から人が出ていくということではなくて、ぜひ小川地域のほうへ人が入ってきて、日常的に通学、通勤等が便利になるようにという中でしっかり地域の活性化に生かせるような、そうした取組もしていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今回の新たな過疎の指定に伴いまして、これまで八幡町区域や美並町区域等についても、人口の動向等がこういう指定に至るような要因に至った、そうしたいろんな背景等も分析をしながら対応策を講じていきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 部長さん、市長さんにありがとうございました。

新しく過疎化に旧2町が加わりましたけども、まさに財源は確保できましたけど、片方では人口減少というのは、課題としてこれからも踏まえていかなきゃならんということを私たちも思っておりますけども、いずれにしましても、活力ある郡上市を継続していくという意味では、この制度を生かしながらさらに充実をしていただきたいというふうに思っておりますし、何といたって2つの町村の時代の過疎債の枠配分だけではなくて、それに見合うだけの過疎債の充当枠というものこれから確保していただく御尽力をいただきたいというふうに思いますし、また、我々議会のほうもそういった意味での運動が必要であれば、しっかり力いっぱいやっていかなきゃいかんかということを改めて認識させていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

続いて、2番目のテーマに移りますが、美並から大和地域に企業誘致の工業団地構想をということで上げさせていただきました。

これにつきましては、市の第2次総合計画の基本理念、市長がずっと言っておられる「ずっと郡上 もっと郡上」の実現を目指した、いろんな分野別基本計画を見させていただきました。方針5の施策1のところに工業団地の整備が重点としては上げられておりますが、しかし、5年間の中では積極的にどうしよう、こうしようという記述はなかったように思います。そういうことも踏ま

えまして、将来の郡上市の人口減少を妨げる方策として、工場誘致、雇用の確保というのは最大のテーマかなというふうに思いますが、まずは参考までに、市内の現在の就労人口、企業数等を旧町村別に教えていただければありがたいと思いますので、部長さんよろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） ただいまの御質問につきまして、お手元には資料を、そしてパネルを準備いたしましたので、御覧いただく中でお答えをさせていただきたいと思います。

郡上市における事業所数と事業者数につきましては、総務省が実施をしています平成28年経済センサスによりますと、市内全体の事業所数は2,818事業所であり、業種別では多い順に、卸売業・小売業が全体の22.4%、その次が宿泊業・飲食サービス業で16.7%、3番目は建設業で14.5%、そして製造業は13.2%の4番目となっております。また、市内全体の従業者数につきましては、1万8,606人でありまして、業種別では従業者数の多い順に、製造業が24.6%、その次に卸売業・小売業で18%、3番目は医療福祉の11.9%となっております。

続いては地域別でございますが、八幡地域の事業所数は1,089事業所、従業者数は6,390でありまして、業種別で従業者数が多い順には、以下、業種のみ申し上げさせていただきたいと思いますが、1番目は卸売業・小売業、次に製造業、3番目は宿泊業・飲食サービス業であります。

大和地域では、379事業所で従業者数は2,368人、従業者の多い順には、製造業、次に卸売業・小売業、3番目は建設業であります。

白鳥につきましては、683事業所で従業者数は4,824人、従業者の多い順に、製造業、次に卸売業・小売業、3番目は医療・福祉となっております。

高鷲では、257事業所、従業者数は1,889人で、従業者の多い順に、宿泊業・飲食サービス業、次に卸売業・小売業、3番目はスキー場の索道業などの運輸業と郵便業となっております。

美並では、199事業所、従業者数は1,976人でありまして、従業者の多い順に、製造業、次に医療・福祉、3番目は卸売業・小売業であります。

明宝地域では、115事業所、従業者数は598人で、従業者の多い順に、製造業、次に建設業、3番目は宿泊業・飲食サービス業となっております。

和良では、96事業所、従業者数は561人で、従業者の多い順に、製造業、次に卸売業・小売業、3番目は建設業となっております。

市内の旧町村別の企業への就労人口、そして企業数につきましては、以上であります。よろしく願いいたします。

（17番議員挙手）

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） どうもありがとうございます。

部長さんには、細かく各町村のデータまでお示しをいただきましてありがとうございました。

この表を見ながら特に思うんですけれども、就労者が1万8,606人ということは、1万5,000世帯ぐらいですかね郡上市の場合は、1人ちょっとがやっぱり専業で働いてみえる方かなということをお思いますときに、1位を占めるのは、八幡は卸・小売、高鷲が観光中心なものですから宿泊・飲食というふうなことを除いては、一応、製造業に従事する方が多いのかなというふうに、これでも見受けられます。そういったことも踏まえながら、今、いろいろ市民の方の声を聞きますと、一遍、若者は下へ出ていくけど、今、今度ちょっと途中で帰ってきたいときに、なかなか就労の場がないんやと、働くところがないんやというような声を聞きまして、もっとこれ以上人口減らさんためには、高齢者世帯も増えてくるんで、本当に食べていける働き場所を何とか確保して、将来確保してほしいという声が結構いろんなところで耳にします。今あるんやないかと言うけど、今あるとただけであてがとると、さいが、将来もうだんだん人口はおらんようになっていってまって、そのうち企業さえ守れんようになるような時代になるもので、むしろ、どんどんいろんな誘致できるようなことを今から仕掛けていっていただくようにするべきでないか、というようなことの御意見も頂きました。そんなことから、今日も、この製造業を中心に郡上は、まだ2か町村を除いては、製造が中心の雇用が郡上の産業の核になっているのかなと、もちろん観光サービス、卸、小売、そういうものもありますけれども、基本のベースは、製造業の工場に働いてみえるかなということをお思いますので、今回、特に昨年完成しました大島の工業団地、見ました。皆さんも見てみえると思いますけども、あそこ目にしたときに、やっぱりすごいな、これくらいのをしないとなかなか企業の人は魅力的なこともないかな、ということをお思うときには、10年先、20年先の郡上の雇用、人を確保するためにはどうしても働く場を確保するということが必至ではないかと、必至の施策ではないかということをおあの団地の経験からも自分も感じた次第でございます。

それには、郡上市、特に過疎地域となったということをお結ぶつもりはありませんけども、高速インターチェンジの近い美並町、八幡町、大和町については、ここに造ってほしいという工業団地ではなしに、企業があそこなら行ってみたいと思うような立地条件のところをお計画に入れて、そこをお工業団地として整備していくと。例えば、美並に1か所、八幡に1か所、大和に1か所というぐらいな感じで、理想のところにお工業団地をお整備していくということが必要ではないかなというふうなことをお思う次第でございます。

時間が、大島工業団地の例をお見ても、土地の選定からいろんな許認可の手續から、何ていったって土地所有者の了解をお得、交渉するまでにはなかなかの時間がかかると思いますので、この5年間の郡上市の第2次総合計画の中には具体的なものはありませんでしたが、何とか日置市長の手によって、この工業団地、第2、第3、第4の工業団地の造成を、この高速インターチェンジの近くである立適地と言われるようなところをお一つはターゲットにして絞っていただいて、ぜひ市の主導で

もって工業団地を造成していただきたいと。そして、これが将来、5年先、10年先、20年先の雇用につながっていけば、郡上市のこの地形は、郡上市の土地は、市長が言われております「ずっと郡上 もっと郡上」のきつ礎にはなっていくのではないかなということをおもいます。

あわせて、観光立市も、今こういうコロナの時期で非常に厳しい状況ありますけど、これも揺るぎない施策でもって並行してやっていくということによって、郡上市が持続可能な地になるのではないかなということをおもいますので、ぜひとも人口減少、歯止めをかけるような意見はありますけれども、そういうことも目指しながら郡上市へ人よおいでよと、郡上市出身の人ばかりでなく、定住の人も移住する人も含めて郡上は働く場もあるし、環境もいいし、子育てもいいし、教育もいいしという感じでアピールできるような構想、青写真をぜひとも、何回も言って申し訳ないんですが、日置市長の目の黒いうちに、ぜひそのことを着手していただきたいということをお切望しておりますので、市長、よろしくお願ひいたします。

いい答弁をお願ひいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 商工観光部長が申しあげましたように、郡上市の雇用の場として事業所数そのものの数は、第4位かなんかということでもありますけれども、いわゆる雇用、従業者の数は製造業が第1位ということで、大きな工場も、郡上市にとっては大きな工場もいろいろありますから、雇用の場としては製造業というのは極めて大事な場であるというふうにおもっております。そしてまた、もちろん製造業一本やりではなくて、観光立市郡上等も目指しておりますけれども、様々な多様な働き場所があるということが若い人たち、男性も女性も含めて郡上市に、自分に合った仕事を得られるなというふうにおもっていただくことが大切だと思っております。

この工業団地の造成でありますけれども、御記憶いただいているかどうか分かりませんが、平成26年度に郡上市全域を対象にして工業適地の調査を行いました。そしてこれは、土地がまずあるかどうかとか、あるいは交通アクセスはどうなのかとか、災害等に対する安全性といったようなこともあろうかと思いますが、そうしたいろんな様々な要素を評価いたしまして、おおむね今後考えるべきところというのは約9か所ぐらいあるなというふうな形で調査はいたしました。そして、その中でさらにまた4か所ぐらいに絞って、そのうちの1つが先ほどお話のあった大島工業団地でございます。大島工業団地は、古くから農村地域工業導入促進地域の一環としても位置づけられていた周辺でございますので、まずこれに取り組んだわけでございます。大島工業団地、本当に皆様のおかげで完成し、今回、その決算も認定をさせていただいたわけですが、いまだ、ただ竣工式がやれていないのがちょっと気がかりではありますが、いずれにしろ、しかし、新しいこの土地を取得していただいた企業には、遠くない将来、工場建屋等を建てていただくということをお楽しみにしております。

郡上市としましては、ほぼ並行して進めてまいったわけですが、美並インターの近くに、そんなにこれは規模は大きくはないんですが、いわゆる大矢元の地域に工業団地構想を持っておりまして、ここについては、既に地元の説明等も入っておりますので、できるだけ早く、まず一つ一つという思いで、大島工業団地の次は、美並の大矢元の地域の工業団地をぜひ実現をさせたいと、そういう思いであります。

それから、そのほかの地域ももうこれでいいと思っているわけではございませんで、今後、例の中部縦貫自動車道が連結をするというようなことから考えれば、白鳥インターの地域の近く的那留地域等も有力な場所だろうと思えますし、そのほか東海北陸自動車道沿い、いわゆる156号沿い等にはまだまだ考えるべきところがあるかというふうに思っております。

いずれにしても、いろいろ将来のことも考えながら、そして、着実に事業を進めていくという形では、一步一步進めてまいりたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 答弁ありがとうございました。

市長も既にそういう構想でもって、この郡上市の開発といいますか、工業団地造成も手がけていただいておりますというふうな状況をお聞きしまして、本当に安心をいたしました。最終的にはこの土地で食べていけなかったら、ここにはとどまらないというふうなことと思いますので、観光立市もめげないで、また、今のいろんなメニューが郡上にはあるよという部分では、工業団地もぜひとも進めていただきたいし、もっとほかにも、もしそういうあれがあれば、どんどんいろんな意味で調査等も入っていただければ非常にありがたいかというふうに思います。

今後ますますの御奮闘を祈念いたしまして、私の2つの質問、時間を少し残しましたが、以上で終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、14時40分を予定します。

(午後 2時29分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時40分)

◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（山川直保） 5番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） 失礼します。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、このコロナ禍で、市内の小中学校におかれましては本当に気を使っただき、その中からクラスターが出ることもなく、各家庭から安心して子どもを送り出せるということで、父兄からは非常にありがたいとお礼が来ておりましたのでお伝えして、各学校の先生方に対しても本当によく指導してくださって、コロナに子どもらが打ち勝っていくんじゃないかと期待しております。どうもありがとうございます。

2点の質問を考えてきました。中学校における部活動の今後と、2番目に各クラブ、少年クラブ活動への支援と育成とありますが、この2番目の（2）ですけれども、勝手ながら削除させていただきたいと思います。

まず、中学校における部活動の今後ということで、放課後の部活動について今後の方針をお伺いしたいと思っておるんですが、かねてから中学校の教職員の過酷な労働というのが叫ばれてきて、近年、ちゅうよりも来年春から実際に先生方の働き方について改善されていくという運びなんですけれども、平日の5時以降の部活動に対する関与がある程度制限されるようになってくるという話で、部活動の時間が短縮される、まあ、もっともなんですけれども、という話で、中学生の子どもというのは、入学式のときに子どもらの顔を見ますと非常に幼いです。本当に不安に満ちた顔でおろおろとして入学式を迎えております。それが今度は卒業式に同じ子どもらの顔を見ると、それはそれは脱皮したんじゃないかというほどに成長し、大人っぽい顔になっております。

部活動というのは学校教育の中で恐らく大した比重がないような扱いになっているんじゃないかとは思いますが、子どもらにとっては非常に重要な学校活動でありまして、ちなみに、1年生で入学した子どもたちにとって上級生、2年生・3年生というのは、これは本当に神様です。私の思いからいくと、3年生って本当に大人で、しかもいろいろな面で、体力から技術から、ほんで、統制力といいますか、そのクラブを治めていく、みんなを治めていく。その上、中体連で大きな大会で戦ってある程度の成績を上げるなりなんなりしていく、そういった先輩方を見るにつけて本当に頑張ろうっていう気持ちになります。

そしてまた反対に、今度は卒業していく3年生からしてみたら、1年生に入ってきた子どもらは本当にかわいらしいといいますか、後輩をどうやって指導してどうやってついてこさせればより成長していくだろうと。私も、実際、中学校出ましたので経験があるんですけども、子どもながらにいろいろと考えて工夫しながら下級生の指導をしてきましたし、また、いろんな大会に出るにつけて自分に自信もついて、これだけ成長したんだなというか、高校に向かってまた羽ばたけるかなと希望を、志を持ったものです。

そこで、今少子化が進んで、各学校とも活動種目はもちろんなんですけれども、あらゆる活動が縮小されまして、諦めざるを得ない、子どもらにしてみれば中学校行ったらあんなことやりたいなど

思っていたものが実際に学校にないということで、午前中、森藤議員もおっしゃっていましたけれども、その門が狭くなった。それに対してやっぱり子どもたちががっかりしてしまうというような事態も起きております。

教育委員会として、せめてこの郡上市の中での対策があればお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、部活動の今後の方針と在り方ということで、教育委員会としての考えを述べさせていただきたいと思います。

日本の学校教育では、授業等での学びだけではなく、掃除や給食当番の活動、そして部活動など授業以外の場面でも子どもたちが自分たちの暮らしを自分たちでよりよく豊かにしていこうとする教育活動を大切にしていまいりました。

こういった教育は、授業とは異なる形で実践的に他者、他の者との協力や礼儀、マナー、創意工夫の大切さ、他者を尊重する意識や態度などを学ぶことができる面では大変重要なものであります。加えて、生徒の個性を認め伸ばすことができる部活動は、これまで学校において大きな教育的意義を持ってきたものと言えます。

学習指導要領におきましても、異年齢、異なる年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒同士が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高いということを指摘しております。

このように大きな意義のある部活動であります。教員の働き方改革や少子化による部員数の減少等の問題も含め、今はこれまでのシステムを見直して、新たなシステムの構築が必要な状況を迎えているのではないかと考えております。

平成30年、スポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが出されまして、現在の部活動はこのガイドラインに準じて実施しております。その中で活動時間につきましては、週当たり2日以上以上の休養を取る、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上以上の休養、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うと示されており、岐阜県や郡上市でもこのガイドラインに基づきまして、これまでの学校における部活動の活動時間等を見直し、改善を図っております。

先ほど述べましたように、部活動は教育的に大きな、大変有意義なものであると考えておりますが、この改善はこれまで教員の献身的な時間外の労働に支えられて運営されてきたことを見直し、限られた時間の中で少しでも有意義に実施できるようにすること、そして、これからはこれまで教員が担ってきた役割を段階的に地域へと移行していく状況にあると捉えております。まだ社会が変

わっていく中で、子どもたちがいろいろなスポーツや文化活動に親しんだりすることができる環境を保証するためには、学校という枠にとらわれず、地域全体で取り組んでいくことも必要であると考えております。

郡上市はスポーツコミッションを立ち上げましたが、そのスポーツコミッションにおきましては地域全体でスポーツ文化を醸成していくことを目指しております。現在、少子化により参加人数が十分に集まらず満足のできる練習ができなかつたり、部員数が満たないために大会等に出場できなかつたりするなど、こういうことから何とか生徒が充実した活動ができるよう学校間で合同練習をしたりしているというケースもあります。スポーツコミッションではそんな状況を打破するために、学校の枠を越えて地域でクラブチームを作って活動するなどの方法を模索しております。

現在、郡上市では、土日は保護者によるクラブ活動として行われております。また、平日も部活動終了後は社会人指導者の下、クラブとして活動しているケースもございまして、社会人指導者の皆様の御協力によって技術指導面では子どもたちの活動を支えることができる環境が作られておるといふふうに思っております。

以上のことを踏まえまして、今後はこれまでの部活動の枠や学校の枠を越えてのクラブ化も含めた少年スポーツ全体の在り方、また、地域での指導者及び責任者の確保、必要となる経費等について、スポーツコミッションの少年スポーツ部会・指導者部会が中心となって研究し、関係者の御理解を得ながらシステムの構築を進めていくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（山川直保） 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） ありがとうございます。

正直、教員の方々には部活にばかになってもらって授業のほうをおろそかになってもらっては具合が悪いと、何よりも学校での教育、子どもたち一人一人の家の気配り、指導が第一だと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、部活での子どもたちの成長を見る限り、何としても子どもらにおもいきり体を動かして心身ともに成長してもらいたいという思いでおります。

そこで、学校側が部活に対してのあれですけども、各顧問の先生方が関わってくださるんですけども、先ほどもおっしゃっていただきましたけども、短い時間で効率的な有意義な練習ができるようお願いするといえますか、考えていただきたいのと、その後の各クラブへのつながりですね。ちなみに土日に関してはクラブ活動になってくるんですけども、そうするとよそとの学校との対抗試合ですとか、いろいろ絡んでくる。これに関しては顧問の方に携わっていただいて、連絡を取って組んでいただくというのが非常に重要になってきます。

そこで、顧問の先生のクラブとの関わりですけども、それに対してどうお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

もともと部活動っていうのは、非常に多くの種目の中から自分がやりたいスポーツだとか文化系活動を選ぶことができる、いろんな体験ができますって、そういうスポーツ体験だったり文化系の体験という意味もございまして、昔から小さな中学校はそうだったんでありますが、限られた種目であってもその取組の中で本当に授業では味わえない体験を味わえるということが部活動の意義であります。

先ほどの質問の中でも次長が述べましたとおり、昨今、教師の働き方改革や、あるいは少子化によって各種競技等の活動の選択肢が狭まってくるという対策の観点から、今後の部活動については見直しを図っていき、学校部活動から地域部活動への移行を図っていくというのは教育委員会の方針の1つではあります。

学校における部活動というものは、本当に限られた時間ではありますが、生徒が自主的に練習メニュー等を考えて取り組むことや、挨拶や礼儀、準備や後片付けの大切さを学ぶ機会、あるいは上級生が下級生にコツを教えたりする異学年の交流、あるいはお互いの技術向上のために教えあったりアドバイスしたり、そういう認め、励ましをしたりすること、そういう、何よりも練習を積み重ねることで自分自身の技術向上、成長を実感すること、スポーツや文化系を楽しむことなど、これまでも部活動で定説にされてきた教育的意義っていうのを今一度認識しながら、子どもたちの人間形成の手段としてうまく活用して取り組んでいけるようにしていきたいとは考えております。

そこで、議員が言われた部活動顧問としての教員の関わり方についてでございますが、部活動は単に技術の向上や勝つこと、よい成績を上げることだけがねらいではございません。自分の弱さを乗り越えたり、仲間や指導者、家族、試合の対戦相手や役員など周りの人への感謝や思いやりの心を持つなど、自分自身の人間性を高める絶好の機会であります。

昔のように顧問の教師が自分の家族を顧みず、土日もなしに部活動指導を行うことに、そういうことには無理もございまして、問題もあります。

郡上市は、土日の活動はクラブ活動と位置づけ、社会人指導者の活用を図ってまいりましたが、教師が全く関わらないようにするという意味ではございません。

例えば、時間が許すときは練習の様子を見て子どもたちの成長を褒めたり応援したりすることで、子どもたちと教師の絆はより深いものになると考えます。子どもたちは先生に認めてもらうということは本当にうれしいものだと思います。

教師自身も、自分に得意な種目であり時間にゆとりがあって自分も楽しむようになれば、社会人指導者として指導することもよいと考えます。

部活動やクラブが、子どもたちにとっても教師にとっても自分の人生を豊かなものになるよう願

って指導を続けていきたいと考えています。

(5番議員挙手)

○議長(山川直保) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

私事で申し訳ないんですけども、一応、指導員をやっていた経験上、子どもたちの3年間の成長ぶりを見ていくというのは、ああ、こうやって成長するのかっていうのを垣間見て、これは大事だなとつくづく思いました。

どうか一つよろしく願いいたします。

では、次ですけども、青少年のスポーツクラブ活動になります。

ここでは、クラブ活動の指導員の方々の支援と育成ということでお尋ねするんですけども、クラブ活動といいますか、私、中学校を教えたり、いろいろなクラブ、ママさんですとか幼児のほうも携わったことがあるんですけども、ほとんどボランティアです。仕事が終わって、飯も食わずに着替えだけして、その現場に駆けつけて準備してという状態の中でやってくるんですけども、恐らくこの郡上市内に、正直言って、名前、書類として上がっていないクラブもひっくるめると非常に多くのクラブ活動、文化活動もひっくるめてあると思うんですけども、その中でそういったボランティア——ボランティアって言っても今活動の人数に合わせて各1人当たり5,000円いくらかの支援って出るんですけども、それらはほとんど備品に消えていってしまって、指導者のほうに来るってことはほとんどありません。

私がここで言いたいのは、その忙しい指導者たちもそれなりに技術の向上ですとか新しい練習の方法ですとか、広いスポーツの世界を知ってどんどん進化していきたいと望んでいると思うんですけども、なかなかそんな機会を設けることもできずどうしたものかと。どっか行こうかと思うと結構遠いところまで、少なくとも岐阜県内で指導者研修で門を開いているところはなかなかない。下手すると東京まで行って、研修といいますか、受けてこなくてはならないような状態なんですけども、そういったところの案内ですとか、旅費とかいろんなものに対する支援を頂けるとありがたいと思うんですけども、これ、どうなんでしょう。

今、一応、1人当たりいくらで出てはおるんですけども、それとは別に指導者の育成ということで応援していただけないかなと思ったんですけどもどうでしょうか。

○議長(山川直保) 佃教育次長。

○教育次長(佃 良之) 午前中の御質問への回答等と重なる部分も少しありますが、御了承いただきたいと思います。

令和2年度の少年スポーツ団体の状況ですけれども、115団体、加入している児童・生徒数は1,764人ということはお伝えいたしました。

その指導者でございますが、368人、小学校が242人、中学校126人というようなことでございます。

市のスポーツコミッション事務局では、令和2年度にクラブの指導者に関する調査を実施しました。その中で、議員の御指摘のとおり、無報酬で子どもたちの指導に当たっておられる方がありまして、その割合は約25%でございます。そのほかでも少ない謝金によって指導を頂いている場合があります。

また、資格取得者及び有段者でございますが、207人お見えになりまして、これ、全体の約56%です。監督やコーチが資格取得者という条件がある種目については取得率が当然高いわけですが、一方、条件のない種目については取得率が低い傾向にあるということも分かりました。

資格取得には講習会や研修会への参加、それから、登録料などの負担があることや毎年更新が必要な資格もあることから、新規資格取得者の増加への支障になっている面があるのではということも思っております。

そして、指導者の年齢ですが、40歳台が100人少しで最も多く、中には指導歴50年以上の方や80歳を超える指導者の方もおられ、指導者の平均年齢は高くなっております。このことから、若手指導者の育成と若手の資格取得指導者の増加が必要であるということも思っております。

それから、指導者の皆様からは、今後の指導については約70%の方々から継続して指導していく、そういう予定でおるといような回答を頂いておりまして、多くの方がクラブの存続とともに継続して指導したいと考えてくださっており、感謝したいと思っております。

今後の課題等につきましては、1つ目が児童・生徒の人員の確保、クラブ員の確保でございますし、2つ目として練習場所の充実、そして資格取得に係る支援などを上げておられまして、また、指導者御自身も研修会や講習会に参加して指導力を向上させたいというお気持ちを感じられまして、大変ありがたいことと思っております。

市では、指導者の資質向上を図るため、平成29年度は子どものやる気を伸ばすコツ、それから平成30年度は成長期のスポーツ障がいと初期対応、令和元年度はスポーツ指導におけるリスク対策という内容で指導者義務研修会を実施してまいりました。ただ、令和2年度はコロナの影響もございまして開催しておりませんし、今年度、令和3年度は9月から10月にかけて3日間の開催を計画しておりましたが、現在こういう状況ですので延期中であります。

今後も指導力向上のための研修会や資格取得につながる講習会などを実施したり案内していくほか、少年スポーツ活動の支援事業交付金によりまして、各団体の活動、指導者のほうに維持にも使っていただくようなことも考えながらその支援を継続していきたいと考えております。

なお、指導者の数が少ないクラブにつきましては、市のスポーツ協会とも相談しながら少年スポーツ団体連絡協議会と連携して指導者の確保に向けた取組を行っていきたいと思っておりますのでよろ

しくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(山川直保) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

これは、先ほど調べていただいたアンケートの中にあつたかなかつたかあれですけども、希望するスポーツっていいですか、やりたいスポーツの中に水泳というのがありまして、結構人数も多くて、実際、今通っている子どもたちも白鳥からも来てますし、方々から八幡へ練習に来てみえてるようなんですけども、屋内プールといいですか、水泳、今、池江さんがああやって郡上市にあれですけども、何とか郡上市にしっかりとした50メートルプールといいですか、これは建設できないものかと思うんですけども。

申し訳ないです。質問の中に入ってなかつたんですけども、もし可能性があればお聞かせいただければありがたいんですけども。

すみません。

○議長(山川直保) 熊田教育長。

○教育長(熊田一泰) 水泳を選ぶ子が多いってことは結構事実でございまして、八幡のプールに八幡以外のお子さんたくさん通ってみえて、そして水泳の大会も出てみえます。それはそれで、私はスポーツの振興ということでは大変いいことだと思います。

それから、中体連については、水泳競技、今、郡上市としては、たとえ白鳥や高鷲の子でも、水泳大会に出たい場合は、顧問がそのときに顧問として付いて県大会に出れるような、そういう仕組みを取っておりますので、水泳で伸ばしたい人というのは伸ばしていけると思います。

※

また、今、大和などの統合においても、プールを撤去する代わりに、こう、いろんなプールへ行けるような仕組みも取りますが、例えば、それが北部の人が八幡まで来れるかどうかということも、今後、非常にこれは不明快というか、はっきりしません。※

(5番議員挙手)

○議長(山川直保) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) 誠に、突然の質問で申し訳なかつたんですけども、かつて私の知っている人

※後刻取消し発言あり

では、文化系ですけれども、学校、土日に岐阜までバイオリンの練習に行ったという子どももおりまして、やっぱりやりたいときにやらせるってことは大事なんだなと思ったりしております。

何よりも子どもらにとっての、スポーツもそうですけれども、縦の関係での、そのいろんな活動をさせるということは、あらゆる面での、先ほどもおっしゃってましたけれども、礼儀ですとか上に対しての従い方、下に対しての指導の仕方といいますか、育成の仕方、いろいろな面で学ぶところが幅広くあると思います。

これからも少年スポーツをはじめ部活動、何とぞよろしく御指導頂けますようお願いして質問を終わらせてもらいます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時10分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 本 田 教 治

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員